

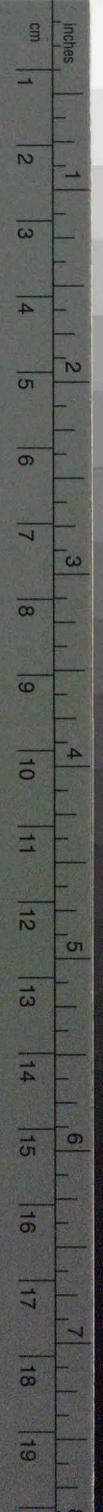
40797

教科書文庫

4
370
42-1941
20000 53589

Kodak Gray Scale

A 1 2 3 4 5 6 M 8 9 10 11 12 13 14 15 B 17 18 19

**Kodak Color Control Patches**

Blue

Cyan

Green

Yellow

Red

Magenta

White

3/Color

Black

© Kodak, 2007 TM: Kodak

C
Y
M

© Kodak, 2007 TM: Kodak

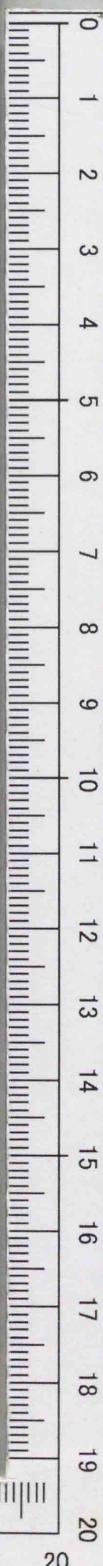
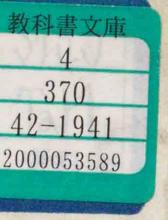
學 教 新 子 女

濟定 檢者部 文

授教學大科理文京東

著 宽中田士博學

和 日



文部省検定
高等女学校教育科

昭和十年三月十三日

教科書文庫

4

370

42-1941

2000053589

資料室

375.9

Ta14

東京理科大學授

文博學士田中寬一著

和昭

子女新教教育學

広島大学図書

2000053589



勅 語

朕惟フニ我カ皇祖皇宗國ヲ肇ムルコト宏遠ニ德ヲ樹ツルコト深厚ナリ我力臣民克ク忠ニ克ク孝ニ億兆心ヲ一ニシテ世々厥ノ美ヲ濟セルハ此レ我力國體ノ精華ニシテ教育ノ淵源亦實ニ此ニ存ス爾臣民父母ニ孝ニ兄弟ニ友ニ夫婦相和シ朋友相信シ恭儉己レヲ持シ博愛衆ニ及ホシ學ヲ修メ業ヲ習ヒ以テ智能ヲ啓發シ德器ヲ成就シ進テ公益ヲ廣メ世務ヲ開キ常ニ國憲ヲ重シ國法ニ遵ヒ一旦緩急アレハ義勇公ニ奉シ以テ天壤無窮ノ皇運ヲ扶翼スヘシ是ノ如キハ獨リ



朕力忠良ノ臣民タルノミナラス又以テ爾祖先ノ遺風ヲ顯彰スルニ
足ラン

斯ノ道ハ實ニ我カ皇祖皇宗ノ遺訓ニシテ子孫臣民ノ俱ニ遵守スヘ
キ所之ヲ古今ニ通シテ謬ラス之ヲ中外ニ施シテ悖ラス朕爾臣民ト
俱ニ拳々服膺シテ咸其徳ヲ一ニセンコトヲ庶幾フ

明治二十三年十月三十日

御名御璽

緒言

一本書は主として高等女學校及び之れと同程度の女學校に於ける教育
教科書に充てるために編述したものである。

一本書は前に公にした女子最近教育學を基礎としたものではあるが、本
年改正せられた教授要目に準據する爲に殆んど全部を書き改めて、女
子の學ぶべき教育學に對する要求に應ずることにつとめた。

一善良有爲の國民を養成することが教育の目標である。而して、その基
礎は家庭教育、特に母の愛による教育にあることをおもひ、その點を力
説した。

一精神作用に關する記述は極めて壓縮した形をとつたが、その間に於て
最新の學說をとり入れることに努めた。

一本書の記述にはなほ不十分な點があることとおもはれるから、實際教

育家諸君の忠告によつて改訂を將來に期したい。
一、本書を編述するに當つて自ら先輩友人諸氏の好著を參照し、又直接助
力を與へられたことが多い。このことを記して感謝の意を表する。

昭和十二年六月

著者しるす

目次

第一編 總論

第一章 教育の意義と目的

第一節 教育の意義

一

第二節 教育の目的

一

第二章 家庭教育

第一節 家庭教育とその他の教育

九

第二節 我が國の家と家庭教育

五

第三節 家庭教育の目的

九

第三章 教育者としての母

第一節 母の愛

七

第二節 母の教育的使命

三

第二編 心身の發達

第一章 身體と精神	三
第二章 素質と環境	四
第三章 精神作用	五
第一節 知的作用	一
第一 知覺及び注意	一
第二 記憶と想像	二
第三 思考	三
第二節 情的作用	四
第一 知覺に伴ふ感情	四
第二 情緒及び情操	五
第三 氣質	六
第三節 意的作用	七
第一 反射運動と本能運動	七

第二編 意志

第四章 個性

第一節 個性の意義	九
第二節 個性の原因	一〇
第三節 個人差の分配	一一
第四節 個人差の分類	一二
第五章 發育段階	一三

第三編 嬰兒及び幼兒期の教育

第一章 嬰兒及び幼兒の特質	一四
第一節 身體的發育	一四
第二節 運動	一四
第三節 衝動及び本能	一四
第四節 遊戲	一四
第五節 言語	一四

第六節 感情

四

第二章 家庭教育

三

第一節 環境 教育

二

第二節 養護

一

第三節 模倣と暗示

一

第四節 德育

一

第五節 童話と遊具

一

第三章 幼稚園の教育

一

第一節 幼稚園と託児所の必要

一

第二節 幼稚園の發達

一

第三節 保育の要旨

一

第四節 保育の方法

一

第五節 幼稚園の設備

一

第四編 児童期の教育

第一章 児童の特質

一

第二章 家庭教育

一

第一節 體育

一

第二節 精神教育

一

第三章 國民學校教育

一

第一節 義務教育

一

第二節 國民學校教育の目的

一

第三節 國民學校教育の方法

一

第四節 家庭と學校との連絡

一

第五編 青年期の教育

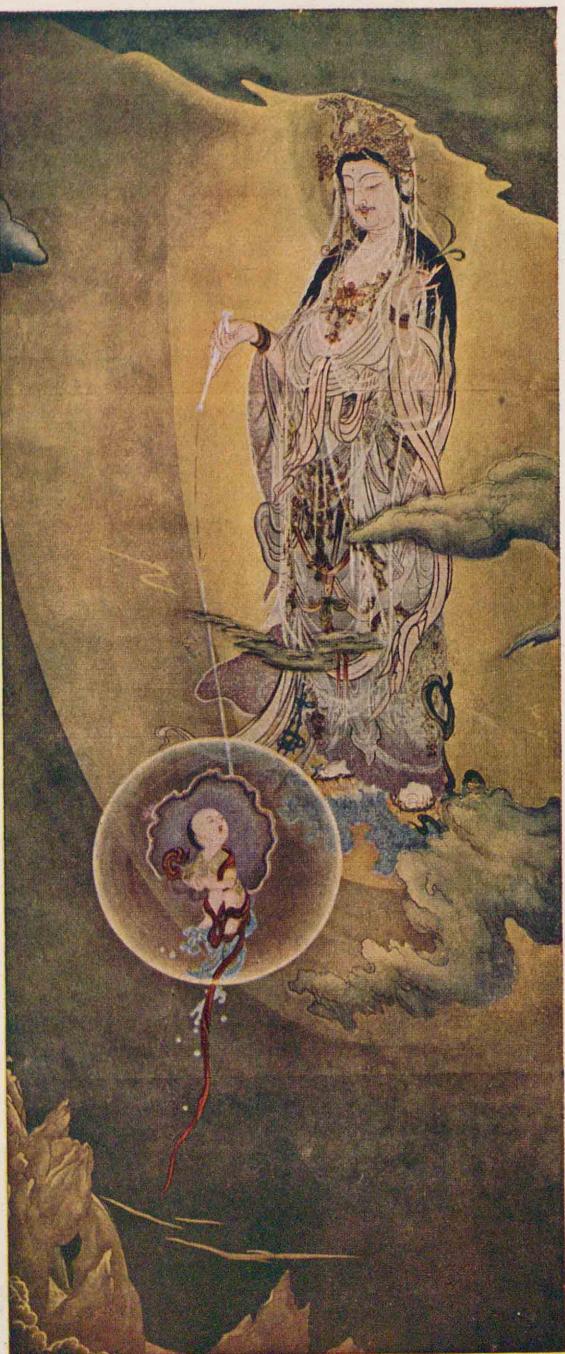
第一章 青年の特質

一

第二章 家庭教育

一

東京美術學校所藏



悲母觀音（狩野芳崖筆）

第三章 學校教育
第四章 社會教育
附錄 國民學校教育關係法規抄

九

一元

二〇

四一

和昭 女子新教育學

文學博士 田中寛一著

第一編 總論

第一章 教育の意義と目的

第一節 教育の意義

私達は父母の子として家庭に生れ、家庭に育つのである。そして私達の家庭は祖先の家庭から分れ出たものが子々相承けて營む共同生活團體である。従つて、私達家庭の子は、祖先の性質を受けた血族團體の一員として生育するのである。

更に、私達の家庭は決して孤立的存在ではなく、之を小にしては

家庭の子として
の私達

部落之を大にしては日本國といふ共同生活團體の一分肢である。かくて私達一個人は日本國といふ共同生活團體の一分肢たる家の一員としてこの世に誕生したのである。

誕生當時の私達は嬰兒といはれて親の保護と愛育とを受けなければ成長することは出來ない。長い年月の間、親の手厚い愛育を蒙つて、身體も大きくなり、知識技能も進み、行も善くなつたのである。日常用ひる言葉や家庭の風習を始め、行儀作法やその他の知識技能は、何れもその始めは親から教はり、親から學んだものである。かうして長じて學校に入學するに及んでは、家庭で學んだ教を基として種々の教訓や知識技能を學習し、かくて私達が家庭の一員であると共に、また日本國民であることを自覺するに至つたのである。

教育の意義

このやうに家庭に生れた兒童をして、眞に國民として立派な生活を送らせるやうに、その發達を助成し且指導する作用が即ち教

育である。教育の目的を明らかにし、教育の方法を考究する學問が教育學である。

教育するものを教育者といひ、教育を受けるものを被教育者といふ。教育者が教育學に通じ、計畫的に被教育者の發展を助力し指導する際には、その教育を有意的教育といひ、特別に意圖し計畫するところなく行はれる教育を無意的教育といふ。即ち無意的教育は主として日常の生活を通して、自然に影響を與へるもので、特に一定の目的、方法等を工夫考案しないで行はれる教育である。けれどもその影響する所は著しい。家庭教育の如きは、多くの場合これに屬する。有意的教育とは、これに反して特別に定めた目的を有し、具案的方法によるもので、學校教育の如きはそのよい例である。

古代に於ては學校の如き特殊の教育的施設がなかつたので、子女の教育は所謂無意的教育によつたといはねばならぬ。奈良・平

安の時代には學校は設立されたけれども、極めて少數であつたから一般の人々はやはり家庭に於て自然の中に教育された。鎌倉室町時代に於ても少數の寺院に於て教育する以外には、學校教育は振はなかつた。それが江戸時代に至つて、始めて多くの學校が設立され且塾や寺子屋の如き教育所が普及したので、有意的教育が漸次廣く行はれるに至つたのである。

明治の御代となつてからは、小學校の外に中等學校・専門學校及び大學が各地に設立されて教育は大いに盛んになつた。思ふに若しこのやうな教育が衰へたならば、その時は祖先から傳はつてゐる文化は杜絶し、人心は亂れ、國運は衰微すると云はねばならぬ。教育が振興するにつれて、國民はその向ふべき所が明らかとなり、一致協力して徳を修め知識技能の向上に努力するから、從つて國家の文運は進み、國家は愈々隆昌に赴くのである。これ文明諸國に於て國家が兒童の教育に力を致す所以である。

第二節 教育の目的

我が國には、肇國以來一貫した道と確固たる教とがあつて、御歴代の天皇は御躬らこれを御實踐遊ばされ、臣民に範を垂れ給うた。又我が國の教育を普及し、文化の發展を圖るために、古くは儒教佛教並にこれに伴ふ大陸の文化を、近くは西洋の學問技術を攝取し、これを保護奨励あらせられた。このやうに大御心を注がせられたのは、一に皇祖肇國の御精神をひろめ、國運の隆昌・民福の増進を圖らせ給ふためである。從つて我が國の教育は、國體に基づき、國體の顯現を中心として肇國以來の道と教とにその淵源を有すべきは云ふまでもない。

皇祖天照大神は神勅を皇孫瓊杵尊に授け給うて、この國に降臨せしめられた。

その神勅には、

國體

忠

敬神崇祖

豊葦原の千五百秋の瑞穂の國は、是れ吾が子孫の王たるべき地なり。宜しく爾皇孫就きて治せ。行矣。寶祚の隆えまさむこと、當に天壤と窮りなかるべし。

と仰せられてある。この仰せのまにまに萬世一系の天皇が我が國を御統治あらせられてゐる。これ我が萬古不易の國體である。天照大神の神勅によつて我が國の基が定まつたのであるが、その御子孫たる御歴代の天皇はよく皇祖皇宗の御遺訓を繼承せられて、無窮に我が國を御統治あらせられる。そして臣民は、天皇の大御心を體して天壤無窮の皇運を扶翼し奉つてゐる。天皇を中心とし奉り、天皇に絶對隨順する道が忠である。忠の道を實行することが私達國民の最も大切な道である。

御歴代の天皇は、敬神の御志篤く又常に皇祖皇宗を御祀りになつて、祖孫一體の實を示されるが、私達も、忠誠を致した臣民の子孫として、神を敬ひ、祖先を崇び、忠誠の志を繼ぎ、これを現代に生かし、國の隆昌を圖ることに外ならぬ。忠君なくして愛國はなく、愛國なくして忠君はない。

私達の家は國家といふ共同生活團體の一分肢であるが故に、忠君愛國と孝とはよく一致する。孝は直接には親に對する道であるが、親が萬世一系の天皇に對し誠を致したのであるから、その親に對する孝はまたよく忠と一致する。實に私達の祖先は天皇の大御心に副ひ奉るやう努力して來たのであるから、私達が天皇に忠を盡くすのは、即ち祖先の遺風を顯すものであつて、これはやがて父祖に孝なる所以である。我が國に於ては忠を離れて孝は存

忠君と愛國の一
致忠と孝の一
致

和

教育の目的

せず、孝は忠をその根本としてゐる。

忠君は愛國と一致し、また忠孝一本である我が國に於ては、和の精神に満ちてゐる。人々があくまで自己を主とし、私を主張する場合は對立のみがあつて和は生じない。天皇を中心として億兆心を一にし、夫婦相和し、親子相和し渾然と一體となつてゐるが故に我が國運は今日の隆昌を來たしたのである。

上述のやうに、萬邦無比の國體を有する我が國に生れた國民を教育するには、その根本を我が國體に置かねばならぬ。即ち明治天皇が「教育ニ關スル勅語」に訓へ給うた如く、一に我が國體に基づき、肇國の御精神を奉體して皇運を扶翼し奉り、我が國の道と教とを體現する國民を育成することに教育の目的を置かねばならぬ。

第二章 家庭教育

第一節 家庭教育とその他の教育

家庭は兒童に對して最も自然の教育所であるが、この他にも種種の教育所がある。その主なものは學校と社會であり、又家庭の教育を補ふ特別のものとして幼稚園・託兒所がある。

私達は家庭に生れ、家庭に於て教育を受け、六歳になつて國民學校に入學する。國民學校に入つた後も引き家庭教育を受ける。實に家庭は最初の教育所であると共に、最も長期の教育所である。故にその人の一生に及ぼす影響が著しく、人々の性行の基礎は皆この家庭に於て養はれるのである。近世に於ける新教育の提唱者ベスター・ローチーは、最良の教育所は家庭であり、最善の教師は母であるとして、「母の愛は教育の原動力である」といつたが、誠に至言

である。

兒童青年をして眞に日本人たらしめ國家の維持と發展とに貢獻せしめる爲に特設された教育機關が學校である。學校は一定の目的を有し、具案的方法によつて教育する場所であつて、従つてその教育は次のやうな點に於て家庭教育と異なる。

(一) 家庭は兒童の教育を唯一の任務とするものではないが、學校は之を唯一の任務とする。

(二) 家庭教育は個別的に行はれるが、學校教育は概して學級生活の中にに行はれる。

(三) 家庭教育には修業年限がないが、學校教育には一定の修業年限がある。修業年限があるために、學校教育では基礎的教材を精選して學習せしめるやうになる。

このやうな學校は總て眞の日本人を養成することを以て究極の目的とするのであるが、又學校によつてそれより特殊の任務を

有する。今、その任務の上から見れば次の五種に區別することが出来る。

一、普通教育　これは、國民としての一般的陶冶を目的とする教育である。普通教育を施す機關として、國民學校・中學校・高等女學校及び高等學校等がある。又女子のために高等女學校に二箇年又は三箇年の高等科を設け、女子に高等普通教育を施すことが出来るやうになつて居る。

二、實業教育　これは農工商等の實業に從事するものに必要な教育を施すこととする教育である。農業學校又は農林學校・蠶絲學校・水產學校・工業學校・商業學校・商船學校などがある。

なほ、青年學校がある。これは男女青年に對し、修身及公民科・普通學科・職業科・家事及裁縫科・體操科・教練科等を教授及訓練科目として教育を施す學校であつて、普通教育と實業教育との中間に位し、而も一種の社會教育とも見られるものである。

三、専門教育　これは國家に須要な高等な學術・技藝の理論及び應用を教授し並にその蘊奥いんがくを攻究するを目的とするもので、その爲に大學及び各種の専門學校がある。大學には法學部・文學部・理學部・醫學部・工學部・農學部・經濟學部・商學部等の數箇學部を以て組織する綜合大學と、一箇の學部を以て成る單科大學の別がある。各種專門學校には、高等商業學校・高等工業學校・高等農林學校・藥學專門學校・鑛山專門學校・蠶絲專門學校・外國語學校・美術學校・音樂學校等がある。

四、師範教育　これは教員の養成を目的とする教育であつて、國民學校教員養成のために府縣立師範學校があり、中等學校教員養成のために高等師範學校がある。この外に大學令に依つて中等高等教員養成を目的とする文理科大學がある。

五、特殊教育　特殊の事情及び境遇にあるものを容れて、主として普通教育を施す學校に、盲學校・聾啞學校・不具兒學校・少年教護院

等がある。この外普通の國民學校に特別學級の施設がある。即ち低能兒童の爲に補助學級を、吃音兒童のために吃音學級を、難聽兒童のために難聽學級を、身體虛弱兒童のために養護學級を設けて教育して居る。

このやうな我が國に於ける學校系統の基礎は、明治五年の學制によつて定まり、その後屢々改正されて今日のやうな制度となつたのである。

良い國民を作るには、家庭教育及び學校教育だけでは十分でない。兒童・青年は一般社會から常に影響を受けてゐるからである。それ故に、近時社會一般的の改善のため、學校以外の施設によつて一般國民の教養を高めることを目的とする教育が盛んになつた。これが即ち社會教育である。

社會から受ける影響の中には、風俗・習慣・交友などから來る無意的のものと、社會の先覺者又は官公署が一定の目的を以て學校以

外の特殊の機關を施設して、一般國民を教化しようとする有意的のものとがある。社會教育を廣義に解する時には、この兩者を含めることがあるが、近時一般に通用する社會教育とは、後者である。

家庭教育では愛情を基として家族の子女を自然に感化するを主とし、學校教育では國民に一定の課業を修めしめ、多少強制的な性質を有するが、社會教育は一般國民をして、諸種の教育機關をなるべく自發的に利用させて教育しようとするものである。即ち社會教育は被教育者を限定せず、男女を問はず貴賤の別なく、誰でも希望によつて之を受け得るものであるから、その教育效果は廣く且大きいといはねばならぬ。

このやうな社會教育の機關として施設されてゐる主なものを挙げれば、圖書館・博物館・公設運動場・青年團・登山會・講演會・展覽會・ラジオ等である。

第二節 我が國の家と家庭教育

家庭の意味

私達は一個人として孤立しては一日も生活することは出來ないものである。先づ私達は家庭の一員である。私達の家は兩親を中心として兄弟姉妹が互に横につながりをもつ共同生活體であると同時に、又祖先からの血族的遺傳があり、精神的傳統があつて肉體と共に精神的に縱のつながりがある。このやうに横と縱のつながりをもつ血族團體が私達の家庭である。

私達の家庭は之を社會的及び國家的生活の立場から見ても亦重要な意味がある。即ち町・村・部落等の鄉黨的生活に於ては各家庭は互に有機的關係をもつて横のつながりがある。即ちそこには農工商等の各種の職業が營まれ、事あれば、共によろこび共に憂ふる。又その地方に特有な傳説・風俗・習慣等があつて精神的に縱のつながりをもつて居る。そして氏神の昔ながらの祭事に共に

家庭の地位

参加し、記念碑に古人をしのぶ等のことによつて縦のつながりを自覺せしめられる。

このやうな縦と横のつながりは、共同生活體として一層大きいそして一層よく統制せられて居る國家生活に於て一層明かに之を認めることが出来る。縦横のつながりをもつ國家生活の一肢體としての郷黨的生活の一分肢たるもののが私達の家であり、家庭である。

前に述べた如く家庭はその郷黨の一分肢であるから、郷黨への奉仕といふことは大切なことである。昔から氏神を崇敬し、古老の言を聞き、その地の風習を重んじ、祖先の名を輝かすことを子孫の重要な務と信じたのはこれが爲である。これが即ち孝であるが、この精神をおし擴めると忠君愛國の精神となる。そこで家庭教育に於ては幼い頃から、先づ祖先の事蹟を語り、その神靈・位牌を禮拜させると共に郷土の偉人戦死者・記念碑などに就いて話を聞

かせて、以て家族精神、愛郷心を養成することが最も大切である。これこの精神が擴充して、やがて日本精神となるからである。

古來、偉人の多くが、よい家庭から出てゐることは、一面にはよい素質の遺傳にもよるが、併し家庭の影響に基づくところが最も多い。古來我が國に於て「庭訓」と稱して、家庭教育を重んじたことは、今日に於ても正しくまた將來に於ても誤のないことである。

第三節 家庭教育の目的

子女はたとひ幼弱であつても、家の寶であり、郷黨人であり、國家の一員である。古人は「銀も金も玉も何せむに優れる寶子にしかめやも」と歌つてゐる。そこで子女の教育は家の子として、郷黨の一員として恥しくないものとなし、國民として立派なものとなすことを任務としなければならぬ。

その爲には第一に兒童の身體を養護して健康なものとしなけ

き
良
ラ
ク
ラ
ク
ラ
ク

ればならぬ。児童は發育盛りであるが、未だ抵抗力が弱いから、これを保護しつゝ健全な發育を促がすことが大切である。年齢が長ずるにつれては、年齢相應の鍛練を必要とする。保護が過ぎると却つて身體を弱めるからである。

次には児童に敬と信の態度を養はなければならぬ。敬し信じてこそ親の教も教師の教も身につくのである。親・教師を敬することも信ずることも出来ない児童は、如何なる道徳も、知識・技能も之を學ぶことは出來ない。そこで一方では親は子女を愛撫すると共に、他方では子女をして祖先を尊び、神佛を禮拜させ、以て從順畏敬の態度を養ひ、これが美質の保護助長につとめねばならぬ。

特に家庭に於ては言語の教育に意を用ひなければならぬ。正しい日本語を用ひて始めて國民相互に共同的生活を營み得るのであるから、端正な日本語に習熟せしめることが肝要である。訛りの多い方言を用ひても、地方的生活には差支ないが、國家的生活

をすることは出來ない。國民の一員として生活するには、端正な國語を用ひなければならぬ。それ故に、家庭に於てはこの言語教育を重要な一任務とするのである。

なほ、家庭に於て善良な習慣を形成せしめることが必要である。食事・睡眠に於ける習慣を始め、來客長上に對する禮儀作法の如き風習を年齢相應に教へることが肝要である。祝祭日に於ける國旗掲揚、神社への參拜の如き國家的行事にも参加させて、以て善良な習慣を養成しなければならぬ。

第三章 教育者としての母

第一節 母の愛

家庭には祖父母、父母、子供があるが、一家の中心となるものは母親である。母親と子供との關係は特に密接であつて、母親を離れては子供は生活することが出来ない。而して、有り難いことは、世に、母親の子を思ふ情ほど切なものはないのである。

私達が誕生した時、最初の哺育者となり、唯一の愛護者となつたものは母親である。晝となく夜となく身心を勞して愛育したのも母である。最初の言葉を教へ、飲食・坐作の行儀を諭したものも母親である。この母の愛なくては子供は育たないのである。紀貫之は

世の中に思ひあれども子を戀ふる

おもひにまさる思ひなきかな

と歌つた。子供の行末を案じ、これを最も正しい道に導かうと苦しむものは實に母親である。

その母親の愛を分けてみる時は、子供の望みを察知することとその望を達成させるために自分を捨てるといふことの二つとすることができる。子供が何を望んでゐるかを察知することは、また子供を理解すると云つてもよい。乳を望むか、眠りたいのか、外へ出て遊びたいのか、友達と一緒に居りたいのであるかといふやうな子供の望を知る。この望の中には、時として道德的に見て、よくないものもある。それを達成させることは母の無知といふことになり、その結果は盲目的の愛と云はれるやうになる。子供の正しい望はよく之を果させるといふところに母親は、その愛を全うする。これを行ふためには母はその身の健康も苦勞も顧みない。如何なる苦行をしても我が子供の正しい希望を達成させよ

うと努力する。この母の愛こそは實に尊いものである。

第二節 母の教育的使命

母の愛は盲目的であつてはならぬ。母自らが家庭の人として、國家の一員として、正しい知識を有つてゐなければならぬことは云ふまでもないが、これとともに兒童を愛するにも正しくなければならぬ。子供の望が正しいか否かを判断して正しいものだけを爲し遂げさせるやうにすることが肝要である。さうでなくしてはその子は我儘な子供となり、社會人としても恥づべき人となる。母親は事の善惡について正しい判断が出來ると共に、また子供の性質に就いて十分な知識をもつてゐる必要がある。子供の身體の情態、子供の知識收得の程度、子供の性行などに就いて、之をよく理解してみて、それに應じた指導をなしつゝ進ませることが肝要である。

しかしかうした理智のみが母親の特質ではない。これを実行するところに眞の母たる面目がある。子供の將來がよくなるやうにと祈つて、あらゆる苦行をも意としないところにその使命がある。この母を手本として子供は育つ。子供は母の敬するものを敬し、母の信ずるものを信ずる。實に母の教はすべての教の基礎となり、人間一生の行爲の原動力となるのである。それ故に古來の偉人が母の養育に感謝して居る例は頗る多い。中江藤樹が母をおもふ至情に厚かつたことは名高いが、吉田松陰は刑場の露と消える今はの際に

親思ふ心にまさる親心

けふの音づれ何ときくらん

と至孝の情を叙べて居る。西洋でもフレーベルは早く母を失つて教育上母親の大切なことを感じ、幼稚園を開いたといはれ、ペスタロッチーは長く母に養はれたことを常に感謝し、遂に「最善の教

「師は母である」と唱へた程である。

近時最愛の子女の教養を學識に乏しい婢女の手に任せて顧みないものが多くなり、それが却つて富有階級や職業婦人の家庭に多く現はれる傾向を示してゐる。誠に憾はしいことである。苟くも子女の將來を思ふものは、母親の尊い天職を悟り、自ら全力を盡してその子女の教育に當らねばならぬ。

第二編 心身の發達

第一章 身體と精神

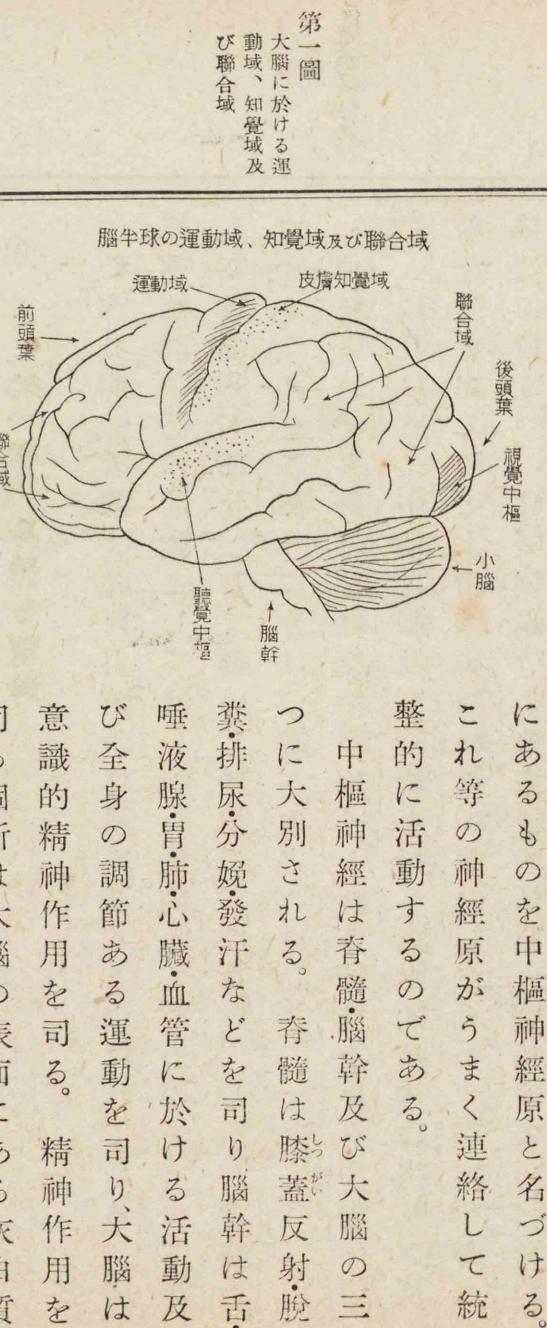
私達の精神活動は、神經系統の作用に基くと云はれてゐる。神經系統は私達の活動として統一的に活動してゐるのであつて、決して各部分が部分として働いて居るのではない。しかし考察の便宜上、これを各部分に分けて調べる。

神經系統は多數の神經原から成り、これを機能上から中樞^{ちゅうちゆう}と末梢^{まくわう}とに分ける。中樞は脳及び脊髓を指し、意識的神精神作用及び反射運動を司る所で、末梢は神經纖維の集合したもので、神經興奮の傳達に役立つ。呼吸・循環等の無意識的活動に關係する自律神經も亦この末梢神經の一種である。

神經原には三種ある。感官に生じた神經興奮を中樞に傳へる

ものを知覺神經原といひ、中樞から筋肉及び腺に神經興奮を傳へるものと運動神經原といふ。知覺神經原と運動神經原との中央にあるものを中樞神經原と名づける。

これ等の神經原がうまく連絡して統整的に活動するのである。



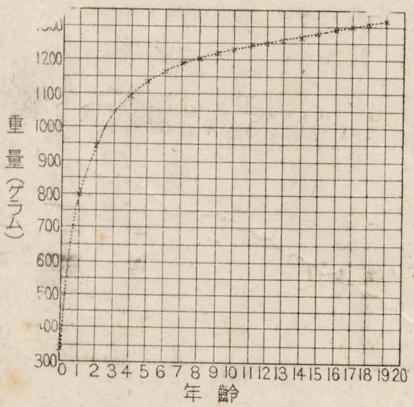
中樞神經は脊髓・脳幹及び大腦の三つに大別される。脊髓は膝蓋反射・唾液・排尿・分娩・發汗などを司り、脳幹は舌・唾液腺・胃・肺・心臓・血管に於ける活動及び全身の調節ある運動を司り、大脳は意識的精神性作用を司る。精神作用を司る個所は大脳の表面にある灰白質の皮質にあつて、皮質に於ける各局所は、特定の機能を司るものとされて居る。それ等の局所を皮質域又は皮質中樞といふ。皮質

域の主なものは運動域、知覺域及び聯合域である。(第一圖参照)

運動域は随意運動に關係し、知覺域は聴・視・嗅・味・觸等の知覺に關係し、聯合域は判斷をなし或は運動と知覺とを統一する精神作用の主腦部と見られて居る。而して、大脳皮質に於ける此等領域の神經原が活動する時に、意識的精神性作用が營まれる。

大脳内部の白質は神經纖維の集合する所で、縦横上下、各領域間に興奮を傳達する役目をもつて居る。その神經纖維は嬰兒に於ては、まだ十分に發達して居ないが、年と共に纖維が明瞭に認められるやうになる。このやうに組織が複雑になると共に、脳髓全體の大きさも増し重量も重くなる。脳髓の重さは、初め三五〇グラム位であつたものが、六歳では一、二〇〇グラム位になり、成人のもの

第二圖
年齢による大脳
重量の増加
(ビューラー)



の九〇%に達するとされて居る。(第二圖)

神經系統の發達
と行動の發達

末梢神經には、脊髓神經、脳神經及び自律神經がある。自律神經はまた交感神經ともいはれ血管壁や内臓諸器官及び諸種の腺に分布されてゐてその機能を調節して居る。

神經系統の發達につれて行動の發達がある。嬰兒は誕生當時に於ては、混沌とした反射的行動が多く、腕や脚をのばしたり、蹴ったり、脊や胴をよぢたりする運動は、調整のとれない混沌とした活動である。かゝる混沌とした全體的行動から特殊の調整せられた行動を生ずる。このやうに色々の行動が有意的に行はれるやうになることは學習の結果にもよるものではあるが、神經系統の遺傳的發育に俟つところが大である。而して、それはやがて精神の發達の度合を示すのである。

行動に於ける發達の中で精神の發達を最もよく示す標徴と考へられるものに言語と歩行とがある。生後何箇月で言語を發す

第一表
言語及び歩行の始期と智能
始期と智能
内分泌腺

言語及び歩行の始期と智能		
智能	言語の始期(月)	歩行の始期(月)
低能	38.5	25.1
普通	15.3	13.9
優秀	11.2	12.8

るやうになつたか又單獨に歩行し始めたかといふ言語及び歩行の始期の遅速が成長後の智能の度と密接な關係があるとされて居る。

私達の精神作用は、神經系統の發達と密接な關係があるが、近來はその外に内分泌腺の活動と著しい關係があるとされて居る。例へば甲状腺の機能が低下する時は、新陳代謝が抑壓され、小人が出来ると共に、精神上の發育もまた抑制されて、三四歳の兒童の程度より以上に進むことは出來ない。又副腎は怒・恐の如き強い情緒の起る際に活動する。

以上及びこれに類する事實から身體の健康がそれ自身として主要であるのみならず、精神發達の上にもまた極めて大切であることを知るのである。

素質

第二章 素質と環境

児童は無意的教育にもせよ、有意的教育にもせよ、とにかく教育によつて日本人らしい児童となり、やがて長じては眞の國民となり得る。そのやうな發達を遂げる爲の條件を二つに分けて考へることが出来る。その一は素質であり、その二は環境である。

一、素質 人は遺傳により、發達の可能性を異にする。そのやうな生れつきを素質といふ。例へば生來身長の高くなる素質を有するものもあれば、また低い素質を有するものもある。また智能が優秀で賢い素質のものがあると共に、之に反して智能が低劣で愚鈍の素質のものもある。これ等の素質は概ね天賦的のものであつて、人爲的に改造することは餘程困難である。

智能が優秀であるといふことは、單に素質の優秀であることを意味するだけであつて、それが直ちに知識技能の優れてゐること

や性行の善良であることを示すのではない。素質の優れたものも努力して道德・學問・技術を學習しなくては立派な國民とはならない。しかし性行や知識・技能の發達は、生後の教へ方導き方如何にだけよるものではなくて、生得的の素質によつて制限される。教育に於ては人の發達にはこの素質による制限のあることを決して無視してはならぬ。

二、發育時期 素質は、教育その他の環境の影響によつて發達するものであるが、その發達は漸進的のもので、一定の可能性は一定の時期に達しなければ、著しく現はれて來ない。即ち發育には時期がある。六七歳の児童は童話・遊戯の如き想像的のものを好んで想像の世界に住んでゐるが、十二三歳にもなれば、これを斥けて現實的のものを好む如きは發達段階を示す一例である。かかる次第であるから、幼弱なものに精巧な運動を要する技術の練習を強ひたり、高尚な理論を學ばしめることは、たゞに無益なばかりで

なく却つて有害である。

三 環境

素質は環境によつて發達し、内容のあるものとなる。

内容といふのは徳性・知識・技能の如きものをいふのである。かかる發展を遂げるのは環境の影響によるのであるが、環境の中最も有力なものは有意的教育である。兒童はこの教育によつて健康になり、傳統的の精神文化を學んで、よき國民となり得るのであるが、またこの外に自然及び社會から無意的の影響を受けて居る。

兒童の生活する土地の狀況、氣候の狀態等の自然現象は兒童の發達に影響する。

熱帶地方の人と溫帶地方の人との間に於ける差異、平地の住民と山間の住民との間に於ける差異の如きはその一例である。

田園に生活するものと都會に住するものとの間には、精神的發達に若干の差異がある。これは社會生活の狀況が知らず識らずの間に影響を與へるからである。又國家には國家特有の風俗・習

第二學期

三四

精神作用

第三章 精神作用

心の効
心の効の三方面
私達が見たり、聞いたり、喜んだり、悲んだり、或は努力して實行したりするのは心の効である。そして私達の日常の行動は、これ等の心の効のあらはれである。心の効は、考察の便宜上これを次の三方面に分けることが出来る。

果物を見てそれが林檎であることを知つたり、昨日の遠足のことを思ひ出したり、まだ見たことのないゴビの沙漠のことを考へたり、事實又は事件について判断したりするが如き認識、記憶、想像、理解等の言葉で呼ばれる心の効を知的作用といふ。花を見て喜んだり、蟲の音を聞いて悲しんだり、欲しいものが得られないで怒つたりする如きは、主として心の中で感することで、之れを情的作用といふ。又美しい花を見て、之れを手折らうとしたり、決斷して實行したりする如き心の發動的方面を意的作用といふ。

心の効は、その特徴によつて大凡右の三作用に區別されるけれども、實際これ等の効は相互に密接な關聯を有つて居て、一全體をなしてゐるものであるから、或る一つの効を取り出していふ時にも他の二つの作用は常にそれに伴つて起つて居るものであることを忘れてはならぬ。

第一節 知的作用

第一 知覺及び注意

一、知覺 机の上の本を見て、私達はそれを本といふ一つの纏りのあるものとして知る。この様に机やその他雜多の周圍にあるものゝ中に於て、或る纏りのあるものを知る作用を知覺又は直觀といふ。從つて知覺に於ては世の中を前景(圖形)と背景(地)とに區別する。机や室内から受ける一般的印象が地であつて、本の姿が圖形である。知覺の結果生ずる心的內容を知覺表象(觀念)といふ。

知覺

精神作用

三五

第三圖
代
圖形と地との交



知覺表象は之を分析^{ブンセキ}して見れば、現に直接に與へられて居る感覺的內容と過去の經驗に基く内容とに分けることが出来るが、實際は、これ等の內容は同時に心に現はれる一つの纏つたものである。但過去の經驗の相違や、その時の心構によつて同一の印象も異つたものとして知覺せられる。例へば未だ學習しない外國語の演説を聞くときには連續した騒音は聞えるが、全體としての意味は了解せられない。これは言葉としての知覺の起るに必要な過去の經驗がないからである。又第三圖を見て二人の顔の對立と見るか又は中央の鉢を見るかは何れを主要部(圖形)と見るかによつて定まるのである。

知覺はその内容によつて性質の知覺、空間の知覺及び時間の知覺の三種を區別する。事物の堅たさ、柔かさ、美醜、運動等を知るの

注意

は性質の知覺であり、物體の方向・位置・形狀・大小等の關係を認めるのは空間の知覺であり、一定の出來事の速度、持續等を知るのは時間の知覺である。

二、注意 知覺は地の上に圖形を認めることがある。圖形は明瞭で地は漠然として感知せられるのみである。かく或る事物に専ら心を向けて明瞭な認識をする心の情態を注意と名づける。

注意には二種を區別する。その一は私達の方で自ら進んで多くの背景の中から或る事柄を選擇して明瞭に意識する能動注意であり、その二は心が自然に對象に引きつけられて、それに向ふ場合で、之を受動注意といふ。強い光、大きい音の如くに刺戟の強大なこと及び突然に現はれるもの、運動するものの如くに刺戟に變化があるときは注意を引き易い。能動注意も度々練習すれば遂には受動注意情態となる。之を**二次的受動注意**といふ。

幼兒に於ては主として受動注意が働くが、長ずるに従つて能動

感覚

注意が發達し、二次的受動注意も漸次に現はれるやうになる。又、幼い頃には注意の範圍は狭く、集中の度は弱く且その持続時間が短いが、年齢の長ずると共に漸次範圍は廣くなり、集中の度は強く、而して長く續くやうになる。

三、感覚 私達が認識する内外の事物事變は多種多様であつて、それ等を知覺する爲に眼、耳等種々の器官がある。此等の器官を感覺器官(感官)といふ。而して眼によつて色や光を知覺するを視覺といひ、耳によつて音を區別すると聽覺といふ。又鼻は香によつて嗅覺を、舌は甘・酸・苦・鹹等の味覺を生じ、皮膚は壓・痛・溫・冷等の皮膚覺を生ずる。

以上は主として外部からの刺戟によるものであるが、此の外に身體内部の状態及び状態の變化によつて起るものがある。筋肉・腱・關節等によつて、四肢・體軀の位置・運動を知る運動感覺があり、内耳の三半規管によつて身體の平衡を保つことに關係する平衡感覺を生ずる。

覺が起り、身體内部の諸器官から起る飢渴、動悸の感じ等の有機感覺がある。

私達の認識はこの様に種々の器官を通して起るのであるが、それ等は單獨に起ることは殆んどない。但全體としての認識を分析し、抽象して考へると種々の感覺を認め得るのである。例へば、林檎を見て、それを林檎であると知るのは知覺作用であるが、その中に特に色について考へるときには視覺といふのであり、又之を手に觸れて見て、冷たさ、滑かさを取り出して考へるときには皮膚覺といふのである。

刺戟が與へられて暫くして後に感覺が起る。刺戟が與へられて感覺の生ずるまでの時間を感覺の潜伏時間と呼ぶ。又刺戟が去つても感覺は同時に消失するものでない。これを感覺の殘留といふ。殘留の現象は視覺に於て著しく、これを特に殘像と呼ぶ。線香の火を速かに廻すと火の輪が見え、又灰色の紙の上に載せた

錯覺

赤色の紙片をしばらく視つめ、それを取り去ると、餘色にあたる淺黃色が赤色の紙の跡に見える如きはその例である。又感覺には對比の現象がある。例へば赤色と綠色とを並べると、共に色がひき立つて見え、甘いものと鹹いものとを前後して味ふと味が強まる如きはそれである。

幻覺

四 錯覺と幻覺 知覺は外物について常に正確な知識を與へるとは限らない。知覺の錯誤に錯覺と幻覺とがある。錯覺は外界の刺戟を誤つて解釋するものと、生理的過程から生ずるものとある。同じ重さでも形に大小があれば、形の小さい方を重いと感する如きは前者の例であり、正方形の縦を横よりも長いと感ずる如きは後者の例である。錯覺の中、その種類の最も多く且著しいのは視覺から来る錯視である。(第四圖参照)

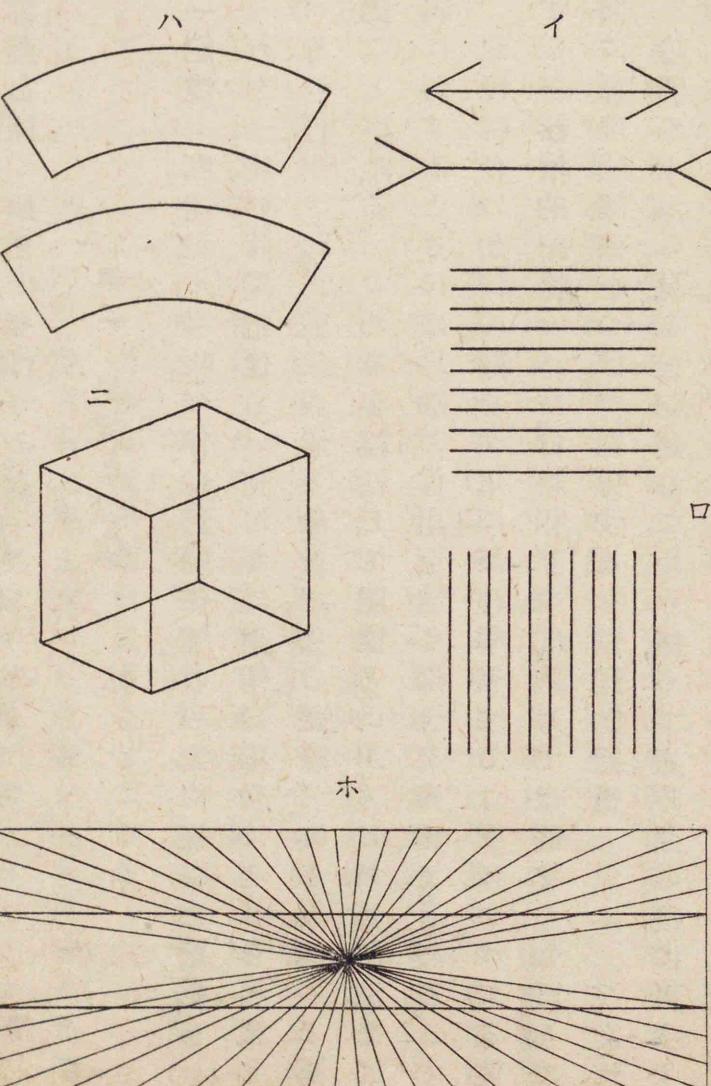
幻覺は感覺中権が過敏になつて、僅かな刺戟に對して複雑な知覺をなしたと感ずる状態で、その甚だしいものは一種の病的現象

第四圖

錯視圖

(説明)

(イ)は同長の線が終りの線のため長さを異に見える。
(ロ)は正方形の分割してある距離を過大視する。
(ハ)は等しい扇形が面積を異に見える。
(ニ)は遠近反転錯視と呼ばれる。これは眼を動かす方向の差に起因する。二邊が近づくと、二邊が離れて見える。
(ホ)は鋭角錯視され、大視される方向に見えて、小視される方向に見え、錯視によって全體の組立が異なる。



である。例へば、中耳内の血行の變化が原因となつて人の聲、神の言葉を聞く如きはそれである。

第二 記憶と想像

記憶作用

一、記憶 私達が(イ)事物・事件・性質・關係等の一定の經驗を記録し、(ロ)それを一定の時間把住し、(ハ)何等かの事情の場合に、それを再生し、(ニ)その再生された表象(記憶表象)を過去の經驗であると認める(再認)ことがある。これ等を總括して記憶といふ。しかし記憶を廣義に解するときは、再認の作用を缺く場合をも含ましめる。

記憶材料の如何に關せず單に反復學習することによつて記憶するを器械的記憶といひ、材料相互の間進んでは既存の知識との間に論理的關係をつけて記憶するを論理的記憶といふ。又記憶を時間の上から見ると、記録してから極めて短時間の後に再生するものを直接記憶といひ、かなり時を経て再生するものを間接記憶といひ、かなり時を経て再生するものを間接記憶といひ、かなり時を経て再生するものを間接記憶といふ。

憶といふ。

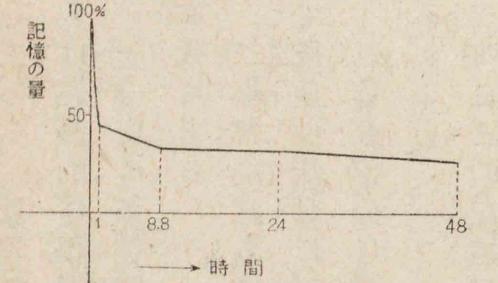
忘却

記憶の反対は忘れるといふことで、忘却は學習後直ちに始まり、その度は最初割合に大きく、その後は割合に少くなる。第五圖は

エビングハウスが無意味の綴を利用して實験した結果である。圖によれば學習後一時間で既に五〇%以上を忘却し、二十四時間後には七〇%以上を忘却するが、その後は割合に忘却の度が少く、三十日を経過しても尚八割の忘却に過ぎない。有意味のもの、場合には忘却の度はこれよりも遙かに少い。忘却を防ぐ唯一の方法は反復練習することである。

學習の效果を大にし、記憶を確かにのする條件に種々あるが、身體が健康で氣分がよく、學習したことのことを永く記憶に留めようとする決心が第

第五圖
忘却の經路



一である。此等の條件が備つて居て、更に方法の上で工夫するならば、經濟的に學習が出来る。その方法の主なるものをいへば、(一)一度に多數回反復するよりも、幾度かに分けて反復する方が有效である。

(二)學習後直ちに心を他に向けないで、暫く休んで心を平靜にして、後他の活動に移るべきである。

(三)部分部分に分けて記憶するよりも、全體を記憶するやうにするがよい。

(四)言語的記憶材料では拍子をつけ、語呂をよくするがよい。詩歌が散文よりも暗誦し易い譯はこゝにある。

二、想像

記憶表象に對して、何等かの新しい性質をもつてゐるといふ感じを以て現はれるものを想像表象といひ、その想像表象を構成する作用を想像と云ふ。想像は經驗した材料を新しく結合し組織する作用であるから、經驗しないものから新しい物を想

想像

像することは出來ない。例へば、生來の全盲者は色彩について新しい物を想像し得ない。

前の經驗から新しい組織を作るのが想像であるが、その組織の構成が有意的、統御的である時、これを構成的想像といふ。何かの必要に應じて、過去の經驗を回想し、これを地としてその中に必要なものを圖形として發見するのが構成的想像であつて、その心的過程は次に述べる思考と異ならない。構成的想像は現實性の少い想像によるところが著しく、思考は現實性に富む記憶によるところが多いといふ程度上の差異があるに過ぎない。

第三 思考

私たちが過去の經驗を回想し、これを地として、その中に必要とする所のものを圖形として發見する作用を思考と云ふ。思考は普通これを概念判斷・推理の三作用に分ける。

思考

精神作用

概念

例へば多くの家を見たとせよ。そこには多くの家に就いての記憶表象が生ずる。その記憶表象を地として、家の代表的の姿を求める時は、その中に自ら一つの姿が発見される。これが家の概念である。

「鉛は重い」とか「鯨は哺乳動物である」といふやうに概念と概念との間の関係を發見する作用を判斷と云ふ。即ち判斷とは多くの概念を地としてその中に概念間の関係を一つの圖形として發見する作用である。

判斷と判斷との関係を發見する作用を推理と云ふ。そして一般的の判斷から出發して、これと特殊の判斷との関係を見付けるを演繹推理といふ。「總て金屬は熱によつて膨脹する」といふ一般的判斷から出發して、これと「鉛は金屬である」といふ判斷との間に何等かの關係がないだらうかと考へて、そして「鉛は熱によつて膨脹する」といふ新判斷を得るが如きは、演繹推理の一例である。これ

に反して、特殊の判斷から出發して、その中にある一般的判斷を發見する時は之を歸納推理と云ふ。「金・銀・銅・鐵等は熱によつて膨脹する」「金・銀・銅・鐵等は總て金屬である」といふ特殊判斷を地として、その中に「總ての金屬は熱によつて膨脹する」といふ一般的判斷を圖形として發見するならば、それは歸納推理である。

第二節 情的作用

第一 知覺に伴ふ感情

私達は甘いものを味つて快を感じ、強い光を見て不快を感じる。又、思つたことが實現すれば愉快であり、失敗すれば不愉快である。このやうな心の動を感情といふ。

知覺に伴ふ感情に二種ある。その一は壓覺・味覺・嗅覺及び一般感覺などから來る一般感情で、おもに身體の健康狀態に關する。普通氣分とか氣持などといふのはこの感情狀態である。その二

歸納推理

推 理
演繹推理

感 情

知覺感情
一般感情

初等美的感情

は視覺的及び聽覺的經驗に伴うて起る初等美的感情である。これは調和感情と比例感情とを區別する。

調和感情とは、音又は色の調和によつて起る感情である。二つの音の振動數が一と二(c と c')、二と三(c と g)の如き簡単な比例になつて居るときは、その二音はよく協和するが、二音の振動數が八と九(c と d)の如く簡単な比になつて居ないときには不協和である。私達はこの協和音に對しては氣持のよい滑かさ(調和)を感じ不協和音に對してはざらざらした不快不調和の感を抱く。

二つ以上の色を配合するときに生ずる色の調和は又特殊な美的感情を伴ふ。例へば、餘色近傍の色の配合は著しい快感を與へる。これは對比の影響によるものである。

比例感情



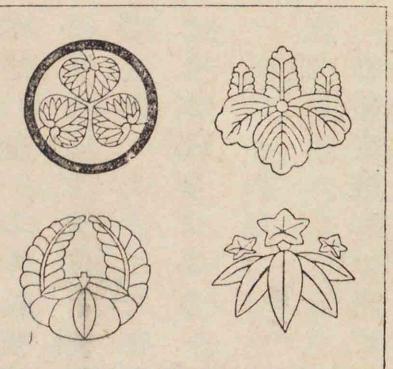
大法華寺十面觀音像

形體感情

分割法

黃金型分割

第六圖
對稱分割



類形の反復

輪廓線
曲線美

一面觀音像參照

類似した形を反復すると一種の快感を生ずる。これは人體の美、草木の美などの一つの條件になつて居る。彼の五重の塔の美

形體美が成立する條件に三つある。(一)形體の分割、(二)輪廓線の進行、(三)類形の反復これである。人は概して規則的な形を好む。その最も簡単なのは空間を相等しい部分に分割する對稱分割(左右均齊などであつて、主に建築及び裝飾などに利用せられる。又縦と横との關係に於ては黃金型分割をすれば效果が多い。それは大小の關係が大凡一・六と一の比になつたときである。

長い輪廓線では直線よりも曲線の方が適意の情が一層強く起る。建築・彫刻・舞踊などの形體美は曲線の利用に負ふ所が多い。(挿繪—大和法華寺十一面觀音像參照)

類似した形を反復すると一種の快感を生ずる。これは人體の美、草木の美などの一つの條件になつて居る。彼の五重の塔の美

律動感情

統一と變化

感も亦これにもとづくことが多い。

強い音と弱い音と又は短い音と長い音とが規則的に交り起ると
きにはその経過中に一つの拍子を作り、旋律の美感を與へる。
以上は美的感情を起す條件の概説であるが最後に附け加へるべきは、統一の中に變化があることが美的效果を大ならしめると
いふことである。如何に調和した音でも變化がなければ單調を
覚える。しかし、その變化は亂雑ではなく全體として統一のある
ことが必要である。

第二 情緒及び情操

情緒
情緒の特徴

喜怒哀樂等の語で呼ばれる強い一時的の感情を情緒といふ。

嬉しいときには、それからそれへと色々の考へが起るけれども、
恐怖したり、驚いたりすると、全く考へが止まることがある。これは
情緒が知の働くに及ぼす影響の一例であるが、それと同時に著し
い生理的變化が現はれ、表出運動身振又は表情が起る。

一定の事情の下に於て、常に一定の感情の起る傾向を情操とい
ふ。情操は一般に情緒に比し強度が弱く、永續的の傾向があり、且
その表出は微弱である。情操をその対象によつて分類すれば、論
理的・道德的・美的及び宗教的の四つとなる。

論理的情操
道德的情操
宗教的情操
美的情操

論理的判斷に伴うて起る眞偽疑惑・矛盾等の感情を論理的又は
知的情操といひ、自他の思想・行爲・社會生活等に對して善惡・是非の
判断をするときに生ずる感情を道德的情操といひ、吾々の直接經
験を超えた自然力及び神佛等に對する歸依信仰の情を宗教的
情操といひ、自然及び藝術の複雜な美に對して起る感情を美的情
操といふ。美的情操には更に優美・壯美・滑稽美等を區別すること
がある。

第三 氣質

氣質の種類とそ
の特徴

快活な人があるかと思ふとその反対に憂鬱な人がある。或は怒り易い人とさうでない人とがある。感情に於けるかゝる先天的一般的傾向を氣質といふ。

氣質はこれを刺戟に對する情緒的反應の相違から、四つに分ける。
膽汁質は情緒の反應が速く且強く、**多血質**は速くて弱く、**憂鬱質**は遅くて強く、**粘液質**は遅く且弱い。これ等の特徴に附隨して氣質には他の二つの特徴がある。強い氣質なる膽汁質と憂鬱質とは不快の情緒を起し易く、從つてその人生觀は悲觀的であり、弱い氣質なる多血質と粘液質とは快の情緒を起し易く、從つて人生を樂觀的に見る傾向がある。次に反應の速かな氣質の多血質と膽汁質とは現在の刺戟に動かされ易く、反應の遅い氣質の憂鬱質と粘液質とは將來のこと考へる傾きがある。

なほ、氣質を分けて内向性と外向性の二種に區別することがある。内向性は思つたこと感じたことを容易に發表しない内省的な性質であり、外向性はその反対に内省的でなくて表出的なものである。前者は非社交的で獨居を好み、後者は社交的で群居を好む傾向が著しい。

氣質は人々の有する生得的の感情傾向であるけれども、尙教育によつて矯正善導することは不可能ではない。教育者はよく兒童の氣質を觀察してそのよい方面をすゝめ、悪い方面に走らしめないやうに注意すべきである。

第三節 意的作用

第一 反射運動と本能運動

動物及び人類は、外界の刺戟に應じて種々の反應運動を營むものである。その中で重要なのは反射運動と本能運動とである。食物を口に入れたとき、唾液が自然に分泌する如きは、何等の練習を俟たず生得的機制によつて行はれる反應であるから、これを自

反射運動

然反射と呼ぶ。然るに食物を與へられると共にベルの音を聽かす如き練習を行ふと、その後には、ベルの音のみを聽かしても唾液を分泌するやうになる。かかる反射を條件反射といふ。例へば、梅干を見て唾液が出るのもそれである。

本能運動

本能運動は自然反射運動と等しく生得的のものであるが、反射運動に比して複雑であつて、多くは身體の全部又はその大部分で反応するもので、運動に先きだつて情緒的要求が現はれ、それが充されると、満足の快感となり、運動が終息するのが常である。嬰兒の吸乳運動の如きはその一例である。しかし、人の本能は経験によつて大いに變化するものであることを注意すべきである。

本能はその運動の目的から、個體本能・種族本能・社交本能及び適應本能の四種に分ける。

個體本能は個體の保存を直接の目的とし、本能中最も基礎的な、そして最も強烈なものである。食欲本能・蒐集本能・逃走本能・争鬭

本能恐怖本能等がその主なものである。

種族本能は子を産み、之を保育看護して種類の保存を圖ることに關する本能で、結婚本能・養育本能等はそれである。

社交本能は團體生活に關する本能で、群居本能・服從本能・支配本能等はそれである。社交本能中重要なのは同情であつて、これあるがために残酷な行爲を避けしめ、苦しんで居るものを進んで助けしめる。

適應本能は幼弱者の心身の發達に關する本能で、その主なるものは模倣・遊戯及び好奇心等である。

第二 意志

嬰兒の生活は全く反射と本能のみによるのであるが、發達するにつれて、漸次一層複雑な意志的動作を營むやうになる。意志作用とは、一定の目的を達するためには、心が自ら發動する過程である。

適應本能

社交本能

種族本能

ヴァントはこれを次の三種に分けてゐる。

渴した人が水を見て直ちに之を取つて飲む如きは、意志動作の最も簡単な形式のもので、このやうに欲求となつてゐる動機が一つで直ちに運動を起すのを衝動動作といふ。

次に欲求が多様複雑な場合には二つ以上の動機が現はれ、動機間の競争が起ることがある。その競争の程度に二つの段階を區別することが出来る。例へばテニス好きのものが讀書と運動との表象を思ひ浮べたとき、平常ならば考へを費やさないでテニスをするが、若し試験前であれば、テニスはしたし、勉強もしなければならぬと考へて種々迷つた後、最後にテニスを決行するであらう。この二つの場合は二つの欲求があり、明かに二つの動機があるのであるが、前の場合はテニスを好む傾向が著しいから、その動機が容易に勢力を得て讀書に關するものを制して、行爲の直接原因になつたのである。かくの如き場合を執意動作といふ。然るに

後の場合には試験前といふ條件のために、二つの動機が殆んど均等の力をもつて居て、互に競争することが著しい。この様な場合を選択動作といふ。

衝動動作から執意動作を経て選択動作に到る過程即ち、精神的に見て、簡単なものが漸次複雑なものに進むことを意志の進化的發達といふ。これに反して、複雑な意志動作に於て同一の動機の競争を反覆して居れば選択に一定の方向を生じ、屢々勝利を得た動機は常に優勢になり、屢々抑制せられた動機は弱められて遂には心に現はれないやうになる。かくて選択動作であつたものは執意動作になり、執意動作であつたものは衝動動作となり、更に反射的に行はれるやうになる。この様に複雑なものが漸次簡単化される過程を意志の退化的發達といふ。品性はこの様にして得られる結果である。蓋し、品性は意志の習慣性であるからである。私達の意志作用はこの退化的發達があるために、益々高い程度のもの

に進化し得るのである。孔子が「七十にして心の欲する所に従つて矩を踰えず」といつたのは、欲求に従うてなす動作が自然に道徳的法則にかなつて居ることを表明したもので、修養の極致である。

第三學期

第四章 個性

第一節 個性の意義

他人と區別し得る特性を個性と云ふ。その特性を價值的見地から見る時は二つに大別される。その一は自然的個性で、他は理想的個性である。

自然的個性とは身長の長短、感官の完否^{かんしょ}、體力の強弱^{きょうじょ}、智能の優劣^{ゆうりょ}といふ如き方面に於ける特性を指すのであつて、此等はそれ自身では價值的意義のないもので、素質による自然的のものである。
理想的個性とは、之れに反して、價值ある理想を固執し修養を積^{よみがへ}んで始めて出來上る特性を指して云ふ。修身や國史を學んで、日本人としてはどういふ志を立てて生活しなければならぬかを理解し、その志の下に活動する。その志が日本精神である點に於て

は、各人共通であるとしても、その實現の姿は各人に於て異なつて居る。蓋し、人々の從ふ職業が異なり、その住む時代が異れば、實踐の方法が同じでないからである。この相違が日本人としての理想的個性から見た差異である。理想的個性の著しく現はれて居るもののが、國史上に於ける忠良賢哲等と稱せられる偉人である。右のやうに區別するもの、自然的個性と理想的個性とは決して無關係のものではない。例へば盲者では、偉大な畫家には成り難く、聾者は音樂家には成り得ない。又身體が虛弱では軍人になれないし、智能の低劣のものは學者には成れない。理想的個性は自然的個性を基礎とするものであるから、理想的個性は、自然的個性によつて或る程度の制約を受ける。少くとも自然的個性を無視しては理想的個性のある人格者になり得るものではない。

かくて自然的個性を顧慮して、理想的個性へ導くのが教育であり、自然的個性を顧慮して、理想的個性の生成に努力するのが自己

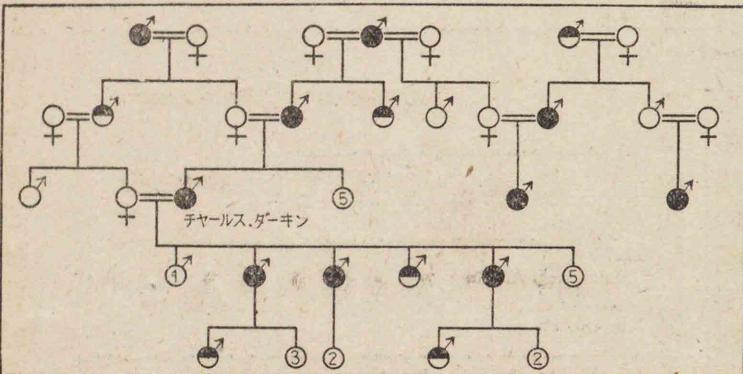
修養である。

第二節 個性の原因

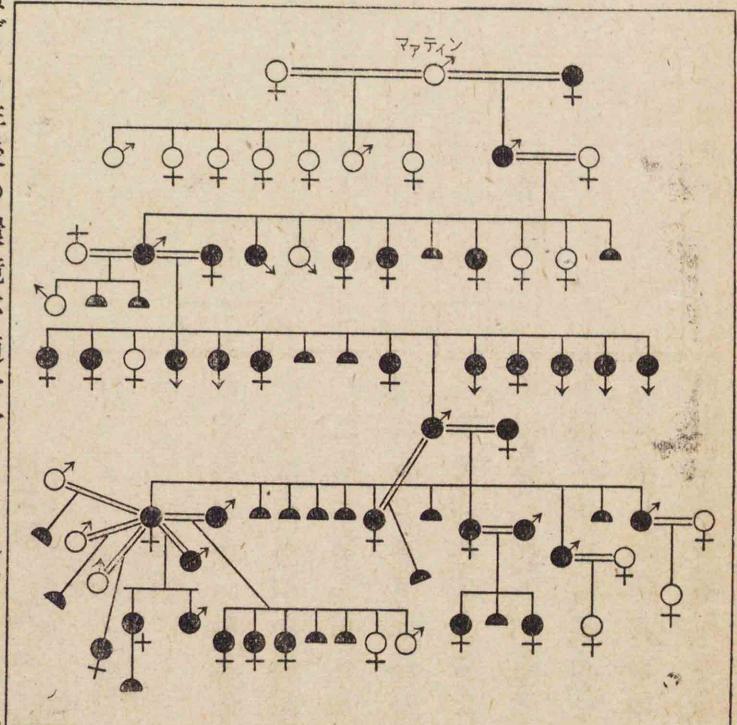
一定の個人が如何なるものになり得るかは、一面遺傳によつて定まる。かの優れた素質を示した祖先を有する家族に、多くの優良な人物が輩出し、又劣等な素質を示した祖先を有する家族に多くの劣等者が現れるることは、遺傳の影響が如何に個人の將來を規定するかを事實に示すものである。故に同じ教育を施しても遺傳的素質を異にする時は、その結果に差異を生ずる。しかし、他面素質を發達せしめるものは、

教育を含む環境であるから、如何によい素

第七圖
ダーリキンの家系
●は男
○は女
◎は卓越せる科學者を示し、又●は王學會員になつた人を表す。圓内の算用數字はその他の子孫の数を示す。僅か五代に非の科学者十人を出して居る。



第八圖
マアテインの系
図



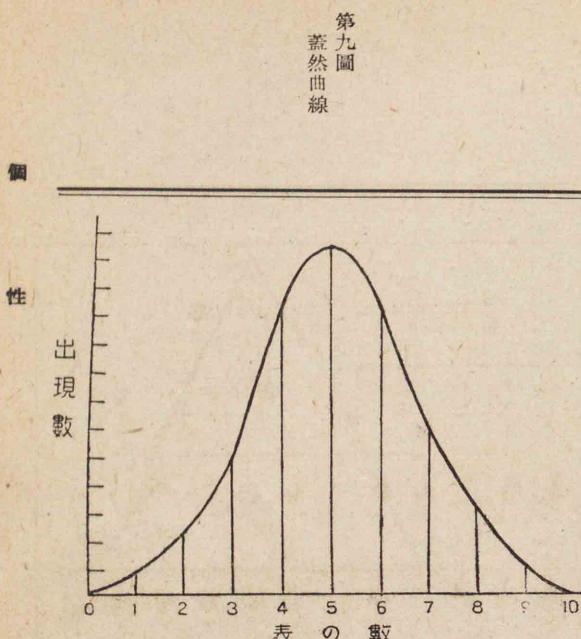
マアテインは初め低能な女との間に男の私生兒を生ましめたが、その系圖をたどつて見るに四百八十八人の子孫中正常なものは僅かに四十六人で、低能者百四十三人、不明二百九十二人、私生兒三十六人、醜業婦三人、癲癇三人、夭死八十二人、醜業を營むもの八人であることが明かになつた。然るに正常な婦人と結婚して、その子には一人も異常者がなかつたのである。

第八圖はその系圖の一部分である。圖に於て○は正常なものを、●は異常者、■は天死したものを示す。

質でも生後の環境が適當でなければならぬ。故に若しも私達が國民の向上を希ぶならば一方には結婚に注意して素質のよい子

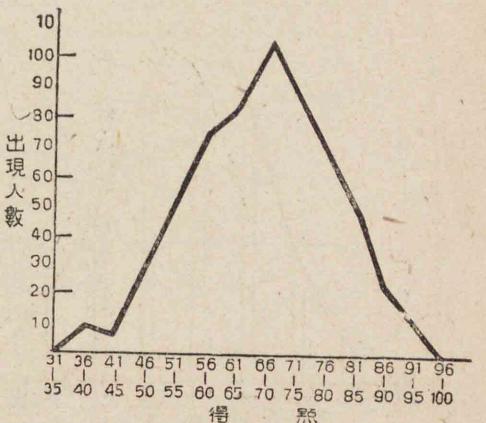
第三節 個人差の分配・

孫の繁殖を圖り、他方には環境をよくし、教育を十分ならしめるこ^トによつて、各個人がその素質を十分に發揮し得るやうに努めなければならぬ。



今十箇の銅貨を握つて床の上に投げると、表の出る數が多かつたり少なかつたりするが同じことを多數回行つて表の出る數の分配圖を描けば第九圖のやうな曲線が得られる。この様な曲線を蓋然曲線といふ。この曲線の特徴は中央の出現數が最も多數で、それから左右に進むにつれて出現數が少く、左右相稱的であることである。總て偶然に現は

第十圖 國語の得點分配。これは東京府立第五中學校の入學試験に於ける五百九十一人の國語の得點の分配圖である。



れるものについて測定すればこの様な形になつて分配されることが多い。人の遺傳的素質には種々の差異があり、又生後の環境の影響も亦人によつて異なるから、それ等の結合の結果として現はれる個人差の分配は、やはり偶然の機會に支配されるといつてよい。多くの人に於いて、身長や體重、又は學業成績や智能の測定を行つて見れば、その結果は、やはりこの蓋然曲線的の分配状態を示すのである。第十圖はその一例である。

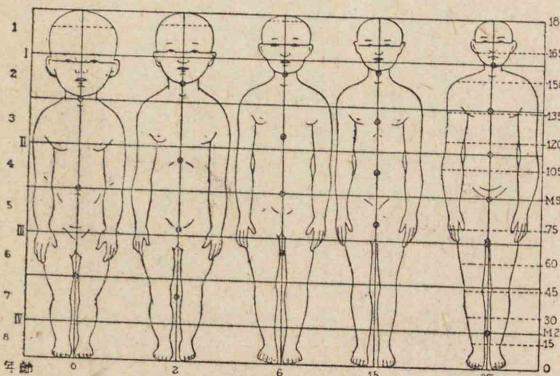
第四節 個人差の分類

個人差が多人數間に分配される状態は、蓋然の法則に従ふものである。従つて個人差には無數の段階があつて、最劣から最優まで連續的である。しかし實際生活の指導をして行くには、適當な標準を立てゝ、個々の特徴について數種の群を別けることが便利である。例へば、身長の大なるもの、普通なもの、小なるものと別けるが如きは、それである。

精神的素質である智能は、或は最上智・上智・平均智・上平均智・平均智下・下智・最下智の七段階に分類し、或は最優・優・中・劣・最劣の五段階に區別する。五段階に分類した場合の蓋然の分配割合を示せば、最優が7%、優が24%、中が38%、劣が24%、最劣が7%となる。

第五章 發達段階

第十一圖
成人と兒童との身
體各部比較圖
北歐人の各種年
齢に於ける兒童
の身體を成人の
同長に擴大した
ものである(ス
トラツツ)



兒童は成人を小さくしたものでなく、成人とは異つた特質を備へて居る。それは身體的方面に就いても、精神的方面に就いても同じである。例へば身體各部の割合は、成人に比して著しい差異がある(第十圖参照)。従つて、新生兒が成人となるまでの身體各部に於ける發育の割合は、それより相異つて居る。今、身體各部の長さの増加について見るに、普通成人のは頭部は新生兒の二倍、軀幹は三倍、腕は四倍、脚は五倍、全身は三倍五分の三となるとされて居る。そして、これ等の發育は各部同様に進むものではなく、今はここの精神的發達に於ても、新生兒が成人となるまでにはその特質の變化を示すのであつて、多くの人々はこれを三期に段階づけて居る。第一期は乳歯が永久歯とかはるまでの時期であつて、この間を嬰兒期及び幼兒期といふ。嬰兒期とは誕生後一箇年の間のことであつて、その後を幼兒期といふ。この時期の特徴はその行動が遊戯的であつて、想像的世界に住んでゐることである。この時期の教育は家庭教育に屬してゐる。家庭教育を補ふために幼稚園に通はせるのもこの時期である。正しい日本語を教へ、家庭的習慣を躰け、よく遊ばせて身體の健康を保護増進させねばならぬ。第二期は第一期の終から、十四歳前後の青春期迄である。この時期は兒童期と云はれてゐて、國民學校教育を修める時代に相當する。この頃に於て兒童は遊戯と作業とを區別し、意識的に學習することが出来、諸種の精神的文化を習得し得る。

第三期は十四歳から十九歳頃までであつて、通例青年期と呼んでゐる。青年期になると、外へ向つてゐた心が内へ向ふやうに轉回する。その人格は自律的となり始め、學習した材料について、相互間の關係を發見して、文化財を内的に發展させることが出来るやうになる。この時期に於て高等普通教育を受ける。

満二十歳頃からは成人と云はれるのであるが、しかし一層修養しなくては眞に日本精神にめざめた國民となることは出來ない。修身の道を辨へ、國史を読み、日々の社會的生活について反省するといふやうにして、修養を積んでも、なほ、完全ではない。そこで、私達は眞の日本人となるために、世の教人の教をよく敬し、よく信じて修養しなくてはならぬ。

嬰兒期

嬰兒期

第三編 嬰兒及び幼兒期の教育

第一章 嬰兒及び幼兒の特質

第一節 身體的發育

第三編 生後満一年間は嬰兒期と云ふが、この間にには未だ歯牙なく、専ら哺乳によつて發育し、人の一生中發育の最も盛んな時期である。最初の一箇月はその發育が殊に著しい（第二表參照）。その形狀は頭部が過大で、四肢は短く、胸部は小で、腰部は大きく、全體としては甚だ不釣合である。

第二表
嬰兒の身長と體重

月 齢	身 長 (cm)			體 重 (g)		
	男		女	男	女	男女 平均
新生兒	49.1	48.7	48.9	3040	2870	3000
1	56.5	55.5	56.0	4070	3800	3935
2	59.0	58.3	58.7	4820	4600	4710
3	60.7	59.6	60.3	5470	5310	5390
4	61.8	60.8	61.3	6050	5770	5910
5	63.0	62.6	62.8	6590	6180	6385
6	64.3	63.9	64.1	7070	6500	6785
7	65.7	65.3	65.5	7500	7060	7280
8	67.2	67.0	67.1	7880	7300	7590
9	68.8	68.4	68.6	8210	7770	7990
10	70.4	69.8	70.1	8490	8060	8275
11	72.2	71.7	72.0	8740	8350	8545
12	73.5	72.9	73.2	8970	8500	8735

嬰兒及び幼兒の特質

第三表
幼兒の身長と體重

年齢	身長(cm)		體重(kg)	
	男	女	男	女
1歳	73.5	72.9	9.0	9.5
2	79.5	78.9	10.8	9.9
3	85.4	84.9	12.4	11.5
4	91.7	91.0	13.7	12.9
5	97.4	96.5	15.2	14.5
6	102.8	102.4	16.5	16.0

幼兒期 一歳から六歳までを幼兒期といふ。一歳以後四歳までの間は、身幅の増加が身長の増加に優り身體が充實する傾向があるから、これを第一充實期といふ。乳齒はこの間に發生し、固形物を食し始める。又上肢及び下肢が次第に發達して直立し、歩行することが出来るやうになる。

次いで五六歳の頃になれば、發育が再び盛んで、身長の増加は、身幅の増加にまさる。依つてこの時期を第一伸長期といふ。乳齒はこの間に全く完成し、四肢も亦大いに發育してその長さは軀幹の長さを超え、全身の釣合が次第に整ひ、運動が自由に且確實になる。又嬰兒期に盛んに發育した脳髄は、この期間にも、その發育を繼續する。

第二節 運動

誕生當時の嬰兒の生活は生存に必要な活動に限られてゐるやうであるが、半年位になると事物を摑むことが出来、また他人の行動を模倣し得るやうになる。満一年餘になると立つて歩き始める。それまでの身體運動の發達を月別に示せば次のやうである。

二箇月、頭を真直にする、俯向の時にさへも頭を真直にする。

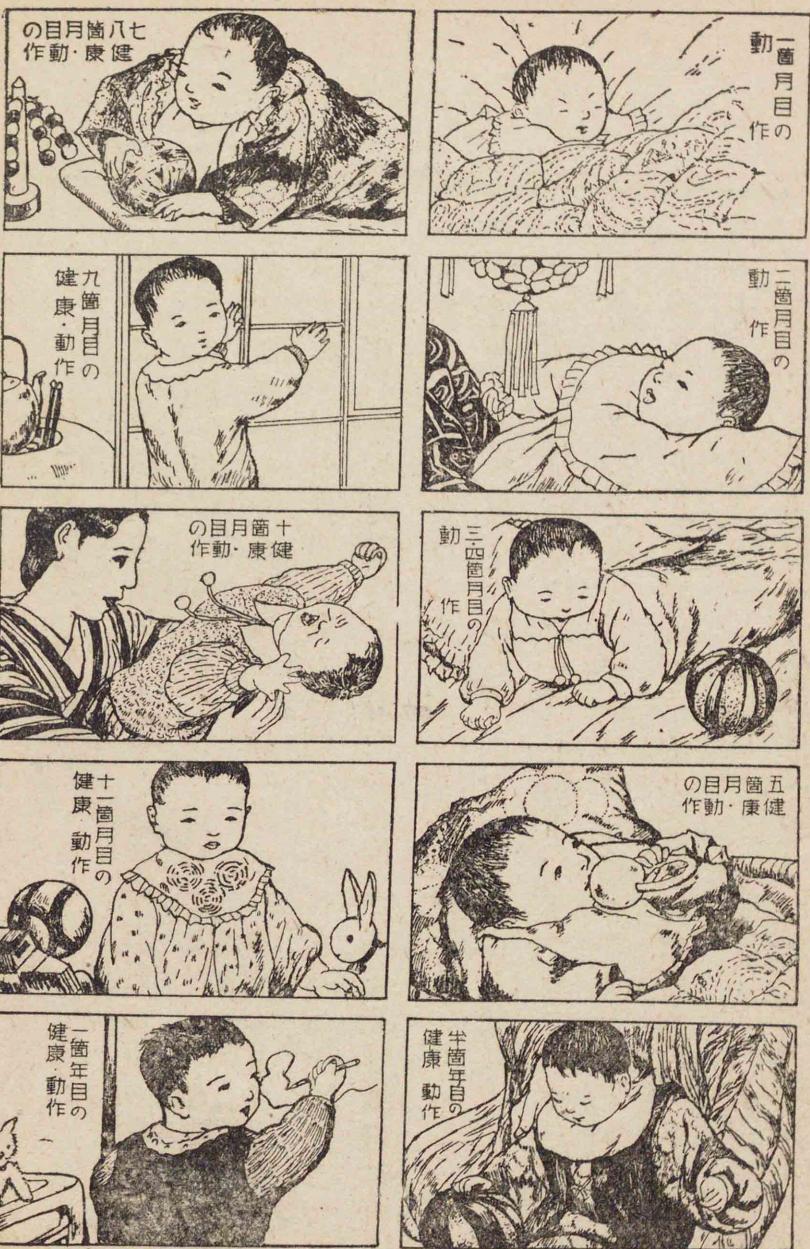
三箇月、うつむけの時に頭と肩を起す。

四箇月、うつむけの時に横の方へ動かうと試みる。

五箇月、仰向の時に頭と肩を起す。うつむけの時に掌だけで起上り體を支へる。

六箇月、支へられて坐る。俯向から仰向に寝返りする。側の方へ轉げる。

八箇月、片手で支へて俯向になつてゐる。自由に坐る。



圖二十第 作動の間年箇一後生兒小

第三節 衝動及び本能

嬰兒に現はれる活動は大凡次の如きものである。

一、身體運動

身體を動かし、頭を均齊的に保つ運動は早くから現はれ、それから坐り、這ひ、立ち歩くやうに發達することは前に述べた通りである。

二、求める活動

乳を求める活動は早くから現はれる。嬰兒の顔、殊に頬に觸れる時は、頭を廻はし、口を開けて乳を求めるのが普通である。飢餓の時にはこの反應が一層速かである。なほ安靜・睡眠を求める反應がある。安靜は運動をした後に求める弛緩の状態で、その甚しいものが睡眠である。このやうな求める活動

身體運動

求める活動

本能

となる内的傾向を衝動といひ、その衝動満足の方法が天賦的に定まつてゐる場合に、その行動全體を本能と云ふ。新生兒は飢餓の衝動が起る時、よく母の乳房に吸ひついで、乳を嚥下し得る。本能とはこのやうに複雑な行動系列が生れながらに備つてゐるものをして云ふのである。しかし嬰兒は長ずる時は母乳によつて飢餓の衝動を満足させないで、他の食物を歯牙で噛むに至る。その噛み方も生れつきの通りにするものでない。後天的に學習するのである。飢餓の衝動だけが生れつきのもので、その満足の方法は後天的のものとなる。この状態では、食事に於ける行動系列は之を本能とは云はれないことになる。

三、防禦的反應 有害な刺戟又は望ましくない刺戟に對しては、これから逃げるとか、これを押しのけるとか、又は口や眼を閉ぢるが如き防禦的反應をする。例へば手とか足に冷いもの、熱いものなどが來る時は、これから手足を引込ませようとする。妨害物

が續いてゐる時は、押しのける活動が激しくなり、攻擊態度をとり、泣くに至る。

四、知覺 感覺器官の機能及びその活動による外界の知覺も早くから現はれる。新生兒でさへも輝く光を凝視するために、頭と眼とをかなり複雑に調節し得る。感覺器官の調節が出來ると共に、或る程度まで選擇的に反應し得る。初めは強い刺戟だけを見てゐるが、數週間を経れば室内にある事物に對して眼を固定して見るやうになる。そして後には積極的に探求する傾向を示すのである。

五、發聲 極めて簡単ではあるが、發聲もまた早くから現はれる。泣くことは誕生當日から現はれるが、日數を経れば、自動的に發聲するやうになる。

兒童はこのやうな一般的基礎的の活動から出發して、神經系統や筋肉などの發達と共に、諸種の經驗を重ねつゝ、複雑で分化し続

知覺

發聲

整のある活動へと發展していく。

第四節 遊 戲

幼兒の生活は遊戯的生活と云はれてゐるやうに、幼兒は遊戯を好む。その遊戯を大別する時は次の四種となる。

一、作用遊戯 例へば手足や頭の運動、踊る、飛ぶ、紙を引き裂くこと、ボール遊びのやうなものである。

二、假作遊戯 例へば人形を友達のやうに取扱つたり、兵士になつたり、給仕人になつたりして遊ぶもので、人まねをする遊戯である。

三、受容遊戯 例へば繪本を見たり、他人の遊びを傍観したり、お話を聞いたり、活動寫眞を見て喜ぶやうな遊びである。

四、構成遊戯 例へば畫を描いたり、粘土細工をしたり、繪を切抜いたり、しやぼんだまを作つたりして遊ぶもので、能動的に構成する遊戯である。

嬰兒の頃は勿論二歳半頃までは、作用遊戯が主となり、それから假作遊戯が主となり、四歳半の頃になると假作遊戯、受容遊戯、構成遊戯が共に喜ばれ、五歳頃からは構成遊戯が主となるやうである。

第五節 言 語

言語は人を動物と區別させる一つの特質であつて、兒童は正しい日本語を習得することによつて日本人となり得るのである。その言語の前段階とも見るべきものは叫聲である。兒童は飢餓の時、その他不快の時には泣き叫ぶ。叫聲は始めは單に嬰兒の意志表示にすぎないが、後には意志疏通の手段にかかつてくる。即ち嬰兒は泣くことによつて親を自分の側に引きよせ得ることを知りそのため泣くに至る。

誕生後三個月を経ると喃語^{なんご}が現はれる。喃語は嬰兒の一種の

遊戯である。そして九箇月にもなると模倣的に簡単な言葉を發し得るやうになる。満一箇年を終ると意味のある言葉を自分で

第四表 単語の習得數 (ベルスマ)		1歳	2歳	3歳	4歳
名	7	212	406	730	
動	1	88	147	265	
形	—	37	6	135	
副	—	21	31	86	
代	—	8	14	23	
前	—	6	9	19	
接	—	1	1	5	
感	—	6	8	15	
合計	10	379	622	1278	

用ひ始める。始めは一語を用ひて自分の希望を表出す。例へば「ブーブ」といふは、水を飲みたいといふ意味である。

四五歳になる子供の言語に就いて研究してみると、獨語及び集團的獨語が割合に多い。集團的獨語といふのは、數人の友達が居るので愉快に語るのであるが、友達に聞かさうともしないし、友達もまた聞かうともしないといふ場合に於ける言語である。六歳頃に初步的の會話が行はれ得るやうになり、七八歳の頃に思想の社會化が始まつて、眞の思想の交換となり、共同的に話し合ひ得るに至る。それ故に

七八歳以前の幼兒は、自己中心的に考へ且自己本位的に行動し、友達の知的生活に與ることが少い。

第六節 感情

嬰兒が何を恐れ、何を怒るかといふことを調べるのは困難であるが、何れにしても恐れたり怒つたりする對象は少い。その少いものから種々の條件によつて、多くの事物に對して恐れたり、怒つたりするやうになる。その條件は二つに大別される。その一は此等の情緒を起す對象の増加であり、その二は情緒的行動が一層固定的となることである。

一、情緒を起させる對象の増加 これを更に直接的と間接的に大別し得る。猫に咬みつかれたのでこれを恐れるやうになるが如きが直接的發達であり、猫の恐ろしいことを二回も三回も聞かされたのでこれを恐れるに至つたが如きは間接的發達である。

固定化

情緒的行動の改
造

二、情緒的行動の固定化 子供は自分の欲望を満足させるために、長く泣くとか、又は地團太^{ぢだんた}を踏む。これによつて欲望が達せられることを知る時は度々この方法を用ひるに至る。また子供によると「すねる」と自分の欲望が果されることを経験して、その後はこれを度々用ひるものがある。之に反して兒童によつては、自己の情緒を統御するのが一層よい結果を招くといふことを發見する。かゝる兒童は欲望の實現が妨害されても直ちに情緒的行動を示さないで、つとめて之を抑制する。

兒童に於ける情緒中、そのよくないものは之を改造させなければならぬ。そのためには第一に兒童の欲望を低級なものから價值のあるものへと向上させる必要がある。けれどもその多くを幼兒に望むことは出來ない。こゝに於て第二には、他の教育的によい行動に置換させるがよい。例へばみせびらかしたり、自慢する自己本位の兒童には、組長を命ずるとか、行進の先途に立たせる

とかして、弊害の少い代理的活動に置換させる。地團太を踏む子供に對しては、やさしいことだけを命じて成功の快感を味はしめるやうにするがよい。

第二章 家庭教育

第一節 環境と教育

環境と教育

幼兒はその周圍から著しい影響を受ける。その周圍となるものは第一には家庭であつて、第二には幼友達である。このやうな環境から幼兒は知らず識らずの間に感化され教育される。例へば幼兒は言葉を家庭の人々から學び、友達から習ふ。また食事の仕方や家の内外の掃除や長上に對する行儀作法の如き日常の生活を始め、神佛に對する禮拜等に至るまで、すべて家庭といふ環境から學ぶのである。そのやうな無意的教育の力は著しいものであつて、古來「三つ子の魂百まで」といふ如くに嬰兒期及び幼兒期に養はれた性質はその後までも保持される。

幼兒はこの外になほ隣近所の人々を見て、これを模倣することがある。即ち隣近所もまた幼兒の環境となる。

此等の環境は兒童に著しい影響を與へるのであるが、その中には教育的によいものもあれば、時としてはよくないものもある。こゝに於て家庭の教育者たる母は、つとめて環境を整理してよい影響を與へるやうにし、進んでは自ら幼兒を教育する必要がある。即ち自然のまゝに放任しないで、よい習慣と眞面目な態度を養ひ、正しい言葉を用ひるやうに教へなければならぬ。彼等は又、國民學校に入學して多くの知識技能を收得しなければならぬのであるから、その基礎となる知識技能は家庭に於て教育しておく必要がある。

第二節 養護

嬰兒教育の主要な任務は、丈夫な健康な子に育てるにある。

、嬰兒期は全身の組織が薄弱であり、且發達の急激な時期であるから、疾病に犯され易く死亡率の最も大きい時期である。而して、

第五表
列國に於ける嬰兒死亡率

嬰兒の養護

列國に於ける嬰兒死亡率
(出生100につき満1歳以下の死亡)

國名	昭和5年	6年	7年	8年
日本	12.4	13.2	11.8	12.1
アメリカ	6.5	6.2	5.8	5.8
イギリス	6.0	6.6	6.5	6.4
イタリア	8.5	8.3	7.9	7.6
フランス	7.8	7.6	7.6	7.5
イタリー	10.6	11.3	11.0	10.0

特に我が國に於ける嬰兒死亡率は諸外國のものに比して著しく大である。我が國の嬰兒の死亡は腸炎及び肺炎によるものが最も多いのであるから、平素から胃腸の健康と風邪にかららせぬやうに留意しなければならぬ。

、 嬰兒の養護上、最も留意すべきことは栄養と睡眠と日光とである。栄養に於ては自然の食物である母乳を最良とする。しかし乳歯の發生し始める頃から、母乳は次第に稀薄になるから、生後凡そ八箇月を経れば母乳の外に牛乳・スープ・粥・卵黄等を與へて、順次普通の食物に近づかしめるがよい。そして、嬰兒の健否は、そ

の排泄物と體重とによつて知ることが出来るから、この二つに特に注意しなければならぬ。嬰兒には常に十分睡眠を與へると共に、戸外に於て自然に接せしめ、日光に浴せしめ、且適度な皮膚の鍛錬をなすことも亦大切である。

、 幼兒の體育も亦嬰兒と同じ様に栄養を第一とし、睡眠・保溫・清潔等に留意して、發育及び健康を保護増進することを主とする。しかし運動が自由になつてからは、室内及び戸外遊戯・散歩等を盛んに行はしめ、それによつて積極的鍛錬的な取扱を加味する必要がある。けれども常に中庸を失はぬやう、子供の體質及び發育の度に適するやうに考慮すべきである。幼兒の食物については、食物に對する好惡の悪癖をつけないこと、強い刺戟物を與へないこと、よく咀嚼する習慣をつけること、暴食又は過度の間食をさせないこと等が大切なことである。勿論、よい教育に於ては、寛厳よろしきを得て、みだりに禁止を事とする消極的教育に流れてはならぬ。

何事も自然に従ひつゝ、これを理想の方向に導くべきである。日本人には齶齒が多い。これは幼い時から歯牙の衛生に注意しないからである。歯牙の衛生法として食後に口を嗽ぐ習慣をつけることが必要である。又、幼兒の罹り易い病氣は、腸炎・肺炎・痳疹・デフテリア・猩紅熱・麻疹・水痘・百日咳・痙攣等である。そして幼兒の病氣はその経過が極めて速かであるから、時を移さず治療を加へなければならぬ。

第三節 模倣と暗示

幼兒は一面には自己本位的であるが、他面には親兄姉の暗示にかかり易く、その行動を模倣する。言葉にしても行儀作法にしても皆成人を模倣し、自分の考や行動は成人の評價に任せてゐる。このやうに幼兒は暗示にかかり易く、模倣が盛であつて、これによつて幼兒の著しい發達を遂げるのである。

それ故に幼兒に對しては、よい模範を示してこれを模倣させるのが最もよい教育方法である。抽象的な説明をしたり、理窟を云つて聞かせるよりも、親兄姉が常によい手本を示して、自然の中に教育するのが最も有效である。そしてその模範は幼兒に分り易いやうに平易にすることが肝要である。

第四節 德 育

幼兒に對しては、日常生活に必要な良い習慣をつけることが德育の中心問題である。朝起きて顔を洗ひ、食前毎に手を洗ひ、食後及び就寝前に口をすゝぐこと、玩具のあと始末をすることなどは早くから养成するがよい。

又、自己の所有物と他人のものを區別させ、その使用と保管とを任せ、更に進んでは簡単な家事についての任務を定めて、漸次これを指導して行くことが必要である。指導するときには性急で

賞罰

あつてはならぬ。一時に多くを望まず、氣永く、しかも一つの習慣の出來上るまでは方針をかへてはならぬ。

そして時に賞讃・訓諭・懲罰を用ひるがよい。善行に對しては賞讃を與へて獎勵すべく之れに反して、よくない行に對しては、時には訓諭を用ひ時には罰するがよい。幼い子供には訓諭よりも懲罰が有效の場合が多い。これ懲罰は直接に苦痛を與へ得る性質のものだからである。但懲罰は止むを得ない時にのみ之を用ひ、且つたとひ之を用ひるとしても過酷に亘らぬやうにしなければならぬ。

幼兒は四五歳頃から長上を敬慕するのみならず、更に弟妹、交友に同情・好意を表し、家畜を愛護する傾向を現はすものである。これは後に發する愛他的行動の萌芽であるから、その涵養を助長すべきである。その涵養に最も效果のあるのは家族の間に存する家風である。一家のものが互に同情を表し好意を現はし、常に温

かい心情があふれて居れば、幼兒は自らそれに感化せられる。

かくて我が國の美風である家族精神を養成することに努めると共に、一方には服従協同の習慣他方には自治の習慣を養成すべきである。

第五節 童話と遊具

幼兒は童話を聞き、童謡を歌ふことを喜ぶ。従つて童話・童謡による教育は最も意を用ひなければならぬ。

四歳前後の幼兒は、幼兒自身が生活し経験したことを断片的に繰返し繰返し話して聞かせると、之を喜んで聞く。それが五歳頃からは童話を好むやうになる。童話では事件の起る舞臺も登場する人物も想像的のものである。その人物は鬼とか天女とかであり、猿や蟹や兎の場合ではそれが人間と同様に談話する。此等の登場人物の性質は極めて簡単であつて、善惡、醜醜大小の性質が

童話・童謡の選

對照的である。そして事件の進行は極めて速かであつて、これも想像的のものである。例へば柿の種を蒔いたかと思へば既に芽が生え、芽が生えたかと思へば既に生長して柿の實が熟してゐるといふやうに急速に事件が進展する。

かかる童話の中にも自ら民族の精神がこもつて居る。それ故に我が國傳統の童話を聞かせるのがよく、亡國の民の童話や凄惨なものは決して聞かせてはならぬ。童謡の選択も同様であつて、上品なものを選んで野卑なものは之を避けなければならぬ。

幼兒はまた自ら繪畫を描いて喜ぶ。これは一種の遊戯として描くのであるから想像的であつて正確な描寫は出來ない。自分の有する表象をそのまま表現する。例へば妹を画くといつて描いても、それは單に概念的人間であつて妹の姿ではない。鉛筆やクレオーンを與へて自由に描かせるがよい。

玩具

繪畫

第十三圖
種々の玩具

てあそぶ間に、玩具を自由に支配し得るといふ経験からして、自信の態度を養ひ、支配し優越する満足を得る。それ故に玩具はその構造が丈夫でなければならぬ。また硝子・ブリキの如き怪我をしやすいものは與へてはならぬ。成人の好む玩具を必ずしも児童はよろこばない。稍長じては繪本も玩具の一つとしてよろこばれる。それには色彩は簡単で、しかも上品な繪のあるものを選ぶべきである。

学校入學前の幼兒の教育は出来るだけ遊びを通して行ふやうに工夫しなければならぬ。幼兒は未だ大脳が充分發育せず、知識を授ける教育の負擔には堪へぬ時期である。幼兒には専ら無意識的に遊んで居る中に知らず識らず知識を習得するやうにさせ、特別に知識を授けてはならない。しかし幼兒が自ら求め學ぶことは、もとより禁止する必要はない。子供と共に遊び共に考へ共に行ふことが、幼兒保育の眼目である。

第三章 幼稚園の教育

第一節 幼稚園と託児所の必要

家庭は最良の教育所であり、母は最善の教育者である。けれどもこれは一般的のいひ表はし方であつて、その例外は多い。即ち、一方には職業や家政の關係上、専心子女の教育に當ることが出来ないこともあり、他方にはたとひその暇はあつても、世の母は悉く教育に關する見識・智能・手腕等を具へて居るとはいはれない。この様な場合には、幼兒を特殊の教育所に送つて家庭教育の缺陷を補はなければならぬ。

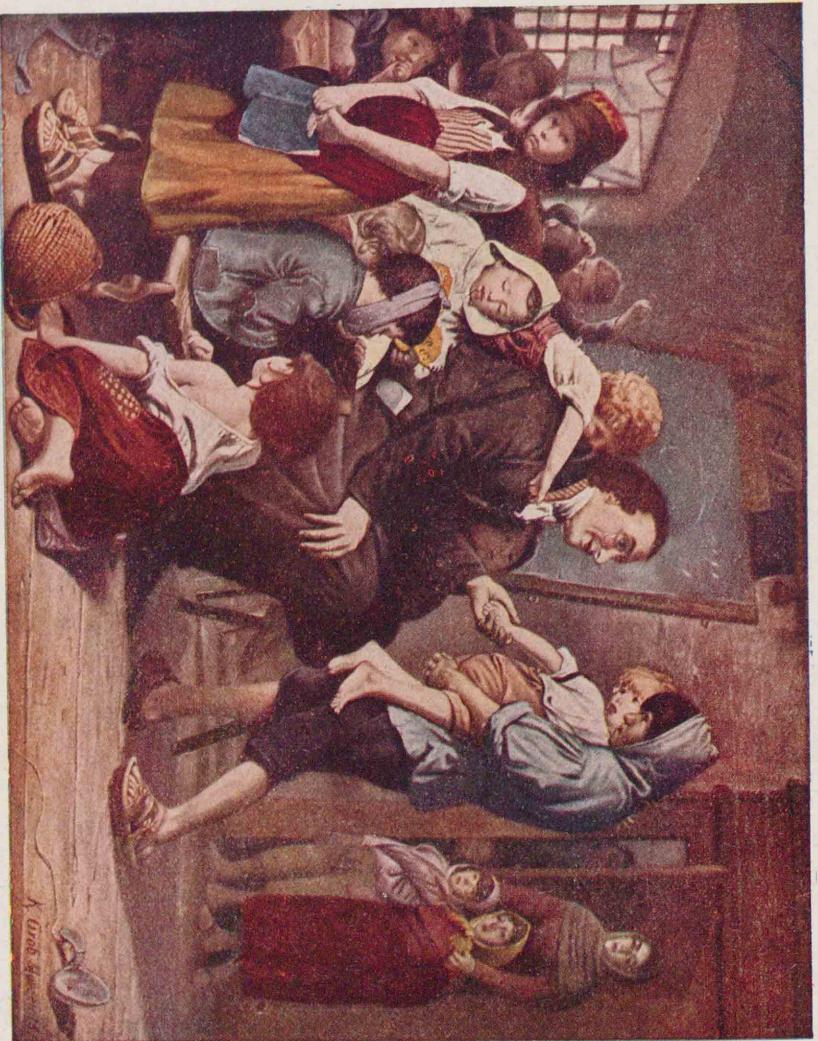
次には子供は幼時から社會的生活に慣れしめる必要がある。通常の家庭ではかかる訓練を受けしめる機會が少い。

以上の様な要求を満足せしめるために設けられた幼兒保育所

を幼稚園といふ。そして幼稚園の教育を特に保育といひ、これを施すものを保母といふ。

幼稚園に類するものに託児所といふのがある。これは父母が家の外で労役又は勤務に従事するとき、その勤労時間中幼兒を預り、父母に代つて安全に保護し教養する場所である。即ち母が毎朝労働に出かけるときに其處にあづけ、夕刻歸宅するときつれて歸るのである。これは一八四四年佛國パリに初めて設けられて以來漸次各國に擴まり、我が國に於てもその要求が増加し漸次各地の都市には勿論農村に於ては農繁期託児所の如きが起りつゝある。

すべて文明國といはれるヨーロッパ諸國には、多くの完備せる託児所がある。我が國に於ても將來益々この方面的施設が盛んになることが望ましい。



一チャロタヌヘひけ於にツンタメ

第二節 幼稚園の發達

幼稚園はフレーベル (1782—1852) によつて始められたものである。氏はドイツ國チュウリングン地方の小村に生れた。二十三歳のとき、フランクフルト・アム・マインに於けるペスタロッチー主義の學校に教師となり、始めて教育を以て己の天職であることを悟り二年の後三人の兒童の私教師となり、これを伴つて瑞西のイーフェルテンにペスタロッチーを訪ね、その助手となり、留ること二年、遂に身を以て教育革新の事に當らうと決心した。千八百十六年、カイルハウに五人の兒童を集めて新しい教育を創めた。これが幼稚園の始で、その名著「人の教育」を著したのもこの頃であつた。千八百三十七年、カイルハウに近いブランケンブルグの小村に幼兒教育に關する氏の思想を實現する經營を始めた。二年の後、氏はこれを幼稚園と命名し、その餘生をこれに捧げた。幼稚園は兒童

を植物に、學校を花園に、教師を園丁に比べたものである。

次いで「母の雑誌」を發行し、保姆養成所を起し、又各都市を巡回して、自分の主義の宣傳につとめた。氏の知己ビュロー男爵夫人ベルタは、彼の死後熱心に幼稚園教育の趣旨を説き、更に歐洲諸國に宣傳したから、漸次各國にフレーベル主義の幼稚園が設立せられ遂に今日の盛況を呈するに至つた。我が國では明治九年、東京女子師範學校に附設せられたのが最初である。



第十四圖
フレーベルの肖像

第三節 保育の要旨

幼稚園の保育は家庭教育を補ふものであるから、その保育の方針も亦家庭教育に於けると同じである。即ち身體の養護と教育

な性情の涵養とが主要な任務である。幼稚園令及び同施行規則中に、幼稚園の目的及び保育の要旨を次の様に規定してゐる。

幼稚園ハ幼兒ヲ保育シテ其ノ心身ヲ健全ニ發達セシメ善良ナル性情ヲ涵養シ家庭教育ヲ補フヲ以テ目的トス(幼稚園令第一條)

幼稚園ニ於テハ幼稚園令第一條ノ旨趣ヲ遵守シテ幼兒ヲ保育スヘシ

幼兒ノ保育ハ其ノ心身發達ノ程度ニ副ハシムヘク其ノ會得し難キ事項ヲ授ケ又ハ過度ノ業ヲ爲サシムルコトヲ得ス常ニ幼兒ノ心情及行儀ニ注意シテ之ヲ正シクセシメ又常ニ善良ナル事例ヲ示シテ之ニ依ハシメンコトヲ務ムヘシ(幼稚園令施行規則第一條)

幼稚園は家庭教育を補ふべきものでそれに代るべきものでない。家庭と協調して幼兒の心身の發育を助けるに過ぎない。又保育は國民學校教育を早めたものでなく、その基礎教育を施すに過ぎない。隨つて國民學校へ入學する前から知識を授ける爲に

幼稚園に入れるのは、幼稚園保育の本來の趣旨を誤解した心得違ひである。

保育の基礎

保育は幼児が自然にする自發活動を導いて心身の健全な發達を助長し、善良な性情を涵養することを目的とする。そしてかかる自發活動は遊戯として現はれるものであるから保育法の基礎は遊戸の指導にあるといふべきである。

遊戸は單なる身體的活動から精神的活動に至るまで種々の種類がある。その特徴は兒童の自發性に基き、自由且愉快な活動であることである。兒童の自發活動を以て教育の根本原理とし、その現はれである遊戸の價值を認めて、これを教育の重要な手段としてその指導法を體系化したのはフレーベルである。これは實に教育上に於ける一大功績である。

保育の項目の主なものは遊戸唱歌・觀察・談話・手技等である。然し何れも皆廣義の遊戸の中に含まれるものであり、又國民學校の教科の様に必修せしむべきものではなく、唯保育上用ふべき主要事項たるに過ぎない。

遊 戲

一、遊戸 幼児は遊戸を通して多くのことを學習する。隨つて遊戸は、兒童の生活全體の現れであつて保育の中心事項である。遊戸には自由遊戸と共同遊戸の二種がある。自由遊戸は、個性に適した活動を營まし得る點に於て價值があり、共同遊戸は規則を尙び、協調し、相親しむ習慣を養ふ點に於て價值が多い。都市の兒童はなるべく土・砂・水・草木等自然に親しみ得る設備を有する遊園場で、自由に戶外で遊戸を行はしめるがよい。共同遊戸に於ても幼児を拘束せぬやう注意すべきである。

唱 歌

二、唱歌 人は天性音樂を好み律動をよろこぶ。故に如何なる野蠻人でも一定の曲に合せて歌を歌ひ舞踊する。幼児に於ても

歌ひ得ない時分から既に一定の音楽を聞いてよろこび、これを模倣する傾向が著しい。唱歌は實にこの人性に基き發音の練習をなし、心情を快活にし、美感を養ひ、徳性を涵養する上に效果のあるものである。

幼兒に課する唱歌は平易な童謡を選び、歌曲は高低の差が少く勇壯、快活なものがよい。

三、觀察 自然の事物、自然現象及び人事に屬する諸種の事件を觀察せしめることは、知識の基礎を確實ならしめる上に於て最も重要なことである。知識を得る出發點は直觀である。故に或は動物園、公園或は野外散歩等を利用して、以て該種の事物及び事件に對し注意深く且精密に觀察する習慣を養ふやうに留意しなければならぬ。幼兒に事物を觀察せしめる際には、觀察點を指示して、多岐に亘らぬやうにしなければならぬ。そして、その際強いて知識を授けぬやうに注意すべきである。

第十五圖
モンテッソーリの肖像



四、談話 談話の種類は童話・神話・寓話・假作物語・英雄譚・實話等であるが、その選擇に當つては最もよく兒童の程度・境遇に適し、上品で道德上有害でないものを求め、あまりに殘酷又は妖怪で恐怖戰慄の如き悪感を起さしめるやうなものは避けるがよい。又保育に於ける談話は教訓を與へるよりも樂しましむべきものであるから、道徳的教訓を施すやうな場合にも、極めて自然的にすべきである。

五、手技 幼兒は材料を利用とする傾向をもつてゐる。この傾向を満足させて、自信と成功感を得させ、物事に熱中する態度を養成するものが手技である。手

技は遊具又は恩物を用ひて行ふ。恩物とはフレーベルの發案した一種の遊具である。

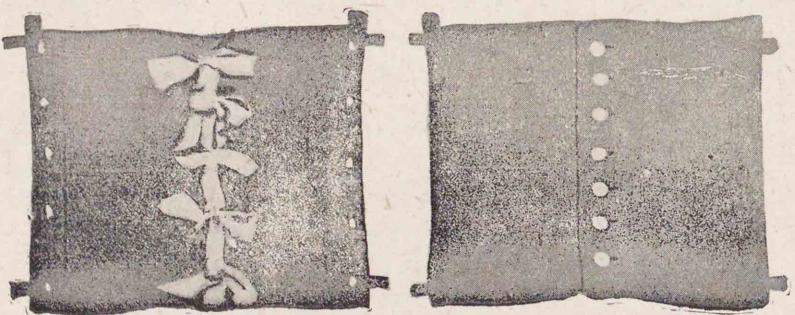
フレーベルの恩物の外にイタリーのモンテッソリー女史の考案による感覺及び筋肉運動の練習を中心とするものがある。例へば視覺の練習具としてその徑と高さの異なる十箇の圓柱を木板の孔にはめさせ、或は十箇の立方體で塔を作らせ、糸巻拵べなどをなさしめる。聽覺の練習には箱の中に砂・穀粒・小石等を入れ、その音によつて内部のものを推知せしめ、觸覺の練習には砂・紙・羅紗・布等を板に貼りつけたものを與へて粗滑の順にならべしめ、運動・感覺の練習には重さの異なる板を重さの順にならべしめ、手指運動の練習には紐結び・ボタンかけ等をなさしめる。

要するに幼兒を保育する方法の眼目は、常に愛の心をもつて善良好な模範を與へ、知らず識らずの間にそれを模倣し、且自發活動によつて遊びながら自然に事物を學び、善き行をなすやうに指導す

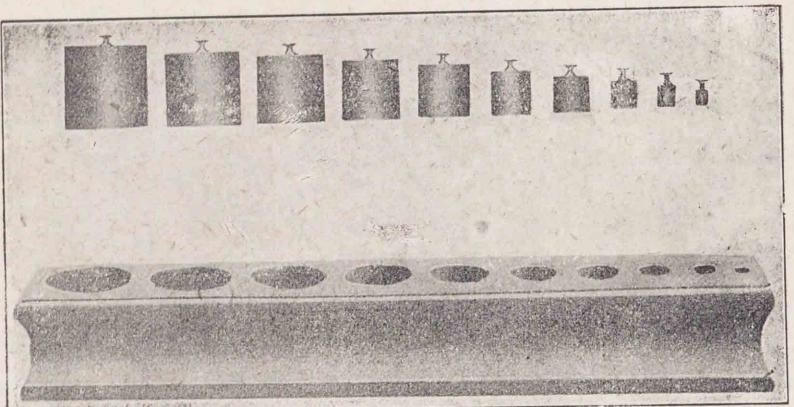
(一の其) 具遊の一リソッテンモ

び結紐

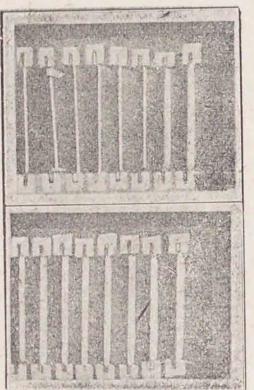
けか釦



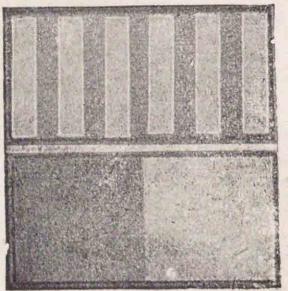
(二の其) 具遊のーリソッテンモ
木 嵌 柱 圓



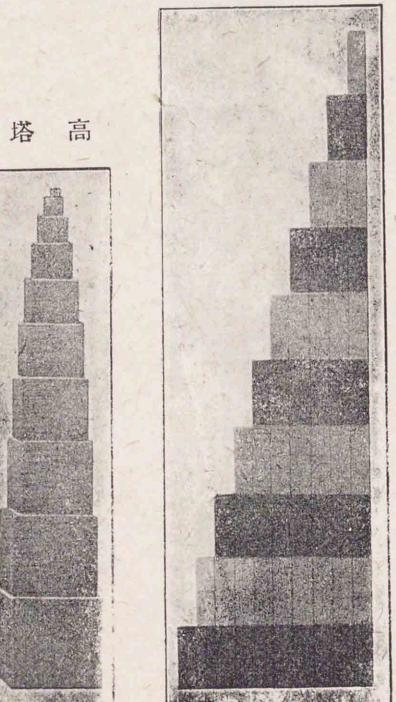
ベ排卷糸



紙板砂



梯 長



るにある。

第五節 幼稚園の設備

幼稚園の設備中最も重要なのは遊園である。遊園は日當りがよく、高燥で、その周圍には樹木を植ゑ、夏になつて綠蔭の出来るやうにし、その一部に花壇・砂場・小山・小池等を設け、四季折々の草花を植ゑ、運動遊戯に要する器具機械を備へ、一方には自然に親しみ、他方には自由に運動の出来るやうにすべきである。その大きさは幼児一人について最小一坪位、しかし廣ければ廣い程がよい。

次に重要なのは、遊戯室と保育室とである。遊戯室は行進遊戯・唱歌を課するとき、又は雨雪中の遊戯の場所となるものであるから、十分の廣さを必要とする。保育室は幼児五人について一坪以上の面積を有し、日がよくあたり風がよく通ることが肝要である。右の外、幼稚園としては職員室・附添人控室・手洗場その他保育上

園児の數

必要な諸種の器具を備へ附けなければならぬ。

現今では一幼稚園の幼児數は、約百二十人以内(は特殊の事情あるときは約二百人まで増すを得)とし、一人の保姆の保育する幼児數は約四十人以下と規定されて居る。幼児の個性に應じて指導する必要が、國民學校兒童の場合よりも一層大であるから、一人の保姆の保育する幼児數は割合に少いのがよい。勿論年齢によつて異なるけれども、幼いものは一組およそ十人乃至十五人位を適當とする。



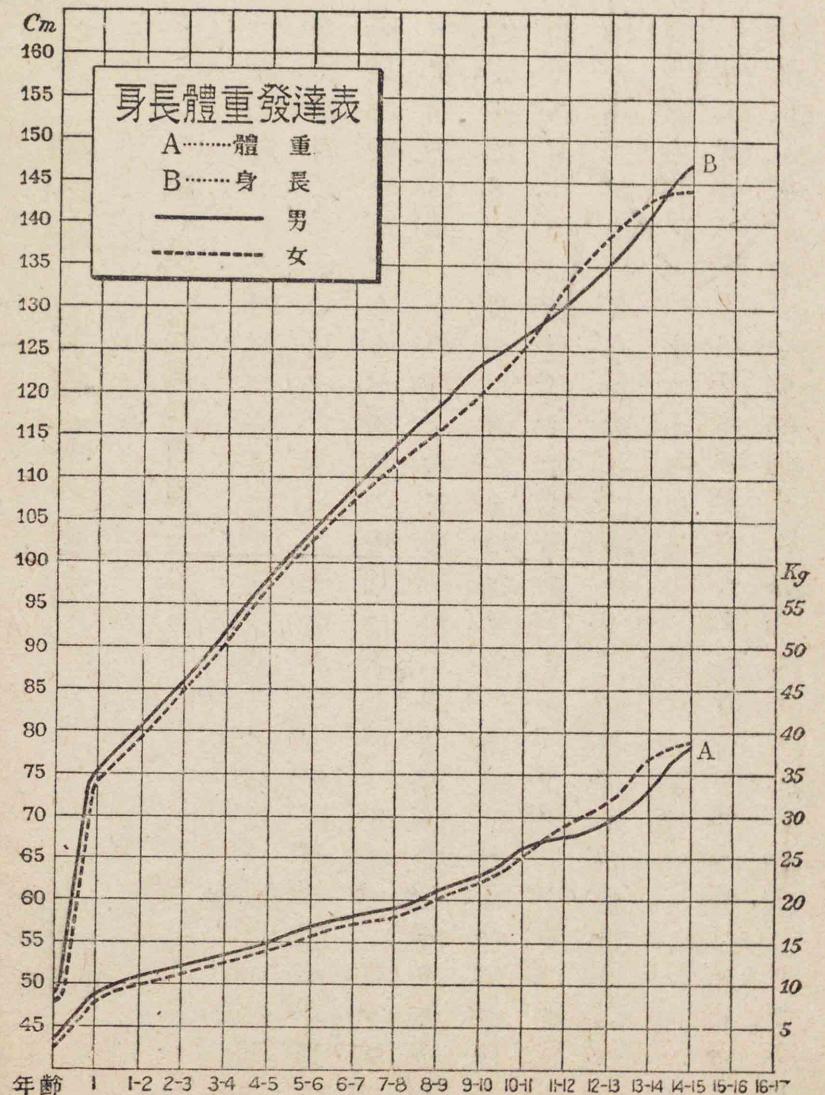
幼稚園

第四編 兒童期の教育

第一章 兒童の特質

六七歳から十四歳前後までを兒童期と名づける。この時期の身體發育について調べてみると、七歳から十歳に至る間は身長の成長は緩やかであるが、體重の増加は著しい。そこでこれを第二充實期といふ。その後十四五歳に至る間は再び盛な發達を始め、四肢殊に下肢の長さが著しく増加する。依つてこれを第二伸長期といふ。但し女兒は一般に男兒よりも一二年早くその成長を始め、一二年早くこれを終る。故に女兒の身長及び體重は一時男兒に優るが、後再び劣るやうになる。(第十六圖参照)

幼兒期では、自己本位的であること想像的世界に住むこと等がその精神的生活の特質であつたが、兒童期に於ても最初の程はそ

第十六圖
身長體重發達表

社會的生活

のやうな傾向が著しい。それが一二年経つと漸次社會的生活に與るやうになり、現實的世界に住むやうになる。

社會的生活に參與するに至ることは、會話が共同的に行はれることや友達數名が集まつて團體的の遊戯をすることによつて明らかである。しかしその社會生活は兒童自身の作つた兒童の社會であつて、決して成人の社會ではない。兒童の社會には統率兒童があつて、こゝに平等關係の外に上下の關係がある。始めは暴力的のものが勢力を振ふやうであるが、九歳又は十歳頃になれば學業が優れて居るとか、親切・正直・勇敢であるといふ様な人徳がなくては友達から敬愛され信賴されない。このやうな兒童の社會を構成するにつれて、兒童は家庭に對する愛着を失ひ、友達を敬愛するやうになる。

兒童は漸次現實的事實に興味を持つやうになるが、十歳前後では想像と現實との中間的世界に住んで居る。この頃では神話傳

説を好み、旅行記・探險記のやうな讀物に興味をもつ。英雄や偉人の話を好むのもこれが爲である。又この頃には遊戯でも仕事でもなくて、その中間に位する小仕事をする。例へば男子は「ごみ取り」「土瓶敷」の如き簡単なものを鋸かんな等を用ひて製作するが、その態度は遊戯でもあり、仕事でもある。女兒は毛糸で「辨當入」「上衣」などを編むがその態度も半ばは仕事であり半ばは遊戯である。かういふ態度から漸次眞面目に努力する仕事へと移り、想像的の活動は漸次制限されるに至る。

第二章 家庭教育

第一節 體育

よい日本人となつて、我が國運の進展に貢獻するには、先づ身體が健康でなくてはならぬ。國民學校兒童として、知識技能は學校で教つてゐるのであるから、家庭に於ては特に兒童の體育に注意すべきである。

體育の方法には、身體の健康と發育とを保護する方面と更に進んで鍛錬を加へて體力の増進を圖る方面とがある。この二つの方面は共に重要であるから、その何れか一方に偏してはならぬ。但、幼弱者又は體質の虛弱者に對しては、保護を主とし、漸を追うて、年齢や體質相應の鍛錬を加へるやうにするがよい。

そして時々兒童の健康と發育の状態を知るために、體重や握力

等の検査を行ひ、その結果によつて體育方法を反省してみることが望ましい。

活動する時は必ず疲勞を起す。疲勞は年齢の幼いもの、心身の發育の盛んなとき、身體の虛弱なものほど早く現はれる。疲勞すると多くは疲勞感を伴ふけれども、児童ではこれを自覺しないことがある。特に興味のある遊戯に耽つて居るときにはさうである。疲勞恢復の手段は休息を與へることと睡眠せしめることがある。仕事をするものは時々休息する必要がある。児童は幼い場合程短時間毎に休息させる必要がある。疲勞恢復の最もよい手段は睡眠である。この頃の児童には、九時間乃至十時間の睡眠をとらせるがよい。

普通児でも劣等児でも、身體に異常のあるものは疲勞し易いから、共に課業の分量を輕減しなければならぬ。世間往々劣等児に餘分の學業を課する親があるが、それは却つて有害である。學校

から歸つて、児童が自發的に勉學するのは未だ弊害が少いが、親から之れを強いることは慎みたいものである。

第二節 精神教育

我が國では古來一家の歴史を尊び、家風を重んじ、祖先を崇ぶといふ美風がある。このやうな精神を家族精神と云ふが、この精神をおしひろめると忠君愛國の精神となるものであるから、これを尊重しなければならぬ。祖先の墓に詣り、氏神を祭り、神佛を禮拜し、祖先の命日には供物をする等、よい範を示してこれを倣はせるがよい。かうして敬虔な態度を養ふことは特に大切であるが此の方面は家庭教育に於て最も適切に指導し得るのである。

児童期は幼兒期と同様に遊戯を好むものであるが、なるべく小仕事を課するがよい。小仕事から漸次眞面目な仕事にかはせらる。家庭の作業としては家の内外の拭掃除、庭園の手入、動物の飼

讀物

交友

育等がある。これ等は児童に適した作業であるから、つとめてこれを課するがよい。

學校の教科書以外の讀物としては、七八歳の頃は童話、童謡、十歳前後では神話、傳説のやうなもの、十三四歳からは偉人傳や地理、理科に關する讀物が適當である。児童は讀物から著しい影響を受けるものであるから、その内容の教育的のものを選擇して與へなければならぬ。

児童は幼い頃から友達と一緒に遊ばせるやう訓練して社會性の發達を促すがよい。國民學校時代の児童は、男兒は男兒同志、女兒は女兒同志で遊ぶ傾向が著しい。そしてその中に一人の統率児童が現はれて、時としては他の児童の社會と對立したり、競爭したりするやうになる。このやうな群團生活に於て我儘を抑へ、自分の屬する社會のために奉仕的努力を致す訓練を與へることが肝要である。

この頃の児童に對しては、なるべく賞罰は用ひないがよい。課せられた仕事の完成を自ら喜ぶやうに感けることが大切である。即ち行爲の當然の結果として來る自然の賞を喜ぶやうに導くべきであつて、かくて終にはその結果如何を問はず、良心の満足を以て、最高の褒賞と感ずるやうにしなければならぬ。

罰は道徳的に惡行爲の場合以外には用ひないがよい。これを濫用すれば、廉恥心を傷つけ、自暴自棄におちいらしめる恐がある。懲罰を加へるよりは、むしろ靜かに善惡の區別を教へ、非行を戒め、善を行ふべきを諭して児童の反省を促すやうにする方が有效である。

訓諭

賞罰

第三章 國民學校教育

第一節 義務教育

學齡

就學義務

兒童は家庭の一員であると共にまた國家の一員である。その兒童の心身の健全であるか否かはやがて、家庭の盛衰は勿論のこと、國家の隆替に關するものであるから、兒童の教育は家庭の義務としなければならないし、又國家はその教育を強制しなければならぬ。而して、現代に於ける文明諸國は皆さういふ考へで兒童教育を行つて居る。

我が國民學校の規定では、男女兒満六歳に達した日の翌日から満十四歳に至る八箇年を學齡と定め、その期間國民學校に就學せしめる義務を兒童の保護者に負はせてゐる。それ故、國民學校の教育を特に義務教育と呼ぶことがある。

國民學校の學年は毎年四月一日に始まり、翌年三月三十日に終ることになつてゐる。保護者は兒童が學齡に達した日以後に於ける最初の學年の始に於て國民學校へ入學させねばならない。市町村長は必ず一月末日までに、兒童の保護者に對し、入學期日を通知することになつてゐる。若し同一市町村又は學區中に國民學校が二校以上あるときは、市町村長は入學すべき學校をも指定すべきである。

學齡兒童が瘋癲・白痴・不具・廢疾の爲、之を就學せしめ得ないと認めるときは、市町村長は地方長官の認可を受けて、學齡兒童保護者の義務を免除することが出來、學齡兒童の病弱又は發育不完全その他やむを得ない事由に因り、就學時期において之を就學せしめ得ないと認める時は、其の就學を猶豫することが出来る。

右二つの場合以外で就學義務不履行の場合には、國家は保護者にこれを要求し、これに應ぜぬ者には、行政處分により監督を加へ、

更に強制の手段に訴へてその履行を期するものである。

第二節 國民學校教育の目的

昭和十六年二月公布された國民學校令は、新時代の要求に應ずる爲に從來の小學校令を改正したもので、其の第一條に、

國民學校ハ皇國ノ道ニ則リテ初等普通教育ヲ施シ國民ノ基礎的鍊成ヲ爲スヲ以テ目的トスと規定し、我が國初等普通教育の本旨を明らかにしてある。

皇國の道は、教育に關する勅語に仰せられてある皇國臣民の當さに實踐すべき道である。從來とても、皇國の道に則つて國民を育成し、皇運を無窮に扶翼し奉ることを主眼とするのが教育の本義であつたが、時弊に鑑み、特に「皇國ノ道ニ則リテ」といつて、我が國教育の本義の徹底を期すべきことを明確にしたのである。

普通教育及び國民教育

奉公の覺悟を固くさせることである。それには、まづ、人たるの道を教へ、良き習慣を養ひ、國民として守るべき道德の實踐によつて、道德的情操を發達させ、德性を涵養しなければならぬ。その上に、皇國民としては、我が國體のありがたさを感得して國民的自覺をもち、忠君愛國の情に燃え、皇國の道義的使命を體得し、皇國の進展に對して貢獻しようとする志を固くして、之を日々の行に實現させなければならぬ。

次に、皇國民としては知識技能の修練をしなければならぬ。思ふに將來、國家社會に對して何等かの貢獻をする責任をもつ兒童は、その素質に應じた職業に從事する必要があるから、教育に於いて日常生活に必須な知識技能を修練させ、働きがあり、思慮の深い人たらしめなければならぬ。然し、人生における職業は多種多様であるから、國民學校では或る特種の職業の爲に準備すべきでなく、單に一般的教育を與へ、心身の諸機能を開發し、將來發展する上

に基礎となる知識技能を修練させることで満足すべきである。

如何に奉公の志が固く、また如何に智能が優れてゐても、身體が強健でなくては實の持ちぐされである。「まづ健康」といふことは常に正しい標語である。殊に、兒童期は身體の發育の盛んな時期であるから、その養護と鍛錬とに對して最も心を用ひなければならぬ。もしも、この時期において身體の發達が阻害されると往々、精神の發達を妨げ、延いては教育の效果を減殺し、將來の國民的活動を不可能ならしめることさへある。これは、その個人にとつても亦國家にとつても大なる不幸である。それ故、國民學校では、大いに兒童の身體の健全な發達を圖らなければならぬ。

右に述べた如き諸方面の發達した國民、即ち頑健、有爲、忠良な皇國民の養成が國民學校教育の目的である。その目的を達するには知つたことは必ず之を實行させ、又實行しつゝ體得させる知行合一の教育でなくてはならぬ。又一二度知らせたり、行はせたり

しただけでは眞の力にはならない。眞の力は反復鍛磨することによつて得られる。之が國民學校令に「鍛成」といつてあるわけである。しかも、これらの諸方面における鍛成は、何れも極めて困難であつて、その完成は將來の修練にまたなければならぬ。これが國民學校令に「國民ノ基礎的鍛成ヲ爲ス」といつてあるわけである。之を要するに、國民學校教育は教育に關する勅語の旨趣を奉體して、國民として、當さにもつべき初等の一般的な教養を與へ、將來よい日本人たり得る基礎を鍛成することを目標とするのである。

第三節 國民學校教育の方法

國民學校教育の目的を達する手段としての方法は、これを養護・教授・訓練の三つに分けて考へることが出來る。勿論、これらの方法は考へを進める上の便宜上の區別であつて、實際には互に聯關をもたせるべきものであることを忘れてはならぬ。

養護の目的

第一 養護

一 養護の目的 養護は兒童の身體並に身體各部の機能を完全に且調和的に發育せしめて健康と體力との増進を圖るにある。身體がよく發育することは精神の發達、就中意志を發達させる點に於て大なる價値がある。故に養護は常にこれを精神發展の基礎として考へ、兒童の衛生に必要な諸般の施設をすると共に、その生活上の良習慣を得させることを圖らねばならぬ。

二 養護の方法 養護の要務は、先づ兒童の生活環境を整理美化し、他方では校地・校舎・校具などの設備に留意し、諸種の身體的練習並に衛生に便ならしめる必要がある。

教科指導の際、衛生上注意すべきは姿勢と換氣である。授業中の姿勢は、内臓諸器官及び感官の保護と密接な關係があるばかりでなく、身體の發育及び健康容姿・品格にも影響することが多いから、机・腰掛の高さは兒童の身長に應じて適當なものを用ひ、作業時の姿勢に留意しなければならぬ。又、常に換氣に注意する外、例外にあつて清潔な場所で運動させるやうにするがよい。

學校生活の結果として、頭痛・消化不良・近視眼・脊柱彎曲・神經衰弱等の所謂學校病を發することがある。これ等は、その病勢の著しくない間に治療豫防につとめなければならぬ。

第二 教授

一 教授の目的 教授は教育の目的を達する一つの方法であつて、日常生活に必須な普通の知識技能を授けることをその任務とする。知識技能には、(一)科學的生活に關するもの、(二)經濟生活に關するもの、(三)道德的・社會的・國民的生活に關するもの、(四)藝術並に趣味に關するもの等があるから、教授は教育の全範圍に關係する。そして、常に養護及び訓練と相關係させて全體の教育的效果をはかるやうに工夫せねばならぬ。

二 教授の材料 學校に於て教授する文化財を教材といひ、各教

教授の目的

材をその内容に従つて分類し、系統づけたものを教科科目といふ。教材教科の種目の選定は國民の教育上極めて重要であるから、我が國に於ては國民學校に於て指導すべき教科科目並にその要旨、指導の程度、毎週授業時數等を國民學校令同施行規則中に詳しく規定して居る。

國民學校令によれば、國民學校の教科は初等科及び高等科を通じて國民科・理數科・體鍊科及び藝能科とし、高等科にあつては實業科を加へることになつてゐる。そして各教科はそれぞれ二つ以上上の科目に別れて居り、また男女別及び初等科・高等科で多少の加減がしてあることは附錄「一」に示す通りである。

諸教科は各固有の目的があり、その性質を異にし、又兒童にとつては難易の別がある。これ等のこと考慮して教材を各學年に配當し、更に毎週の授業時數を定めてある。これを教科課程表といふ。

國定教科書

授業細目

教科書の良否は教育の効果に大きい影響を與へ、又その價格の高下は國民の經濟に深い關係をもつて居るから、我が國では明治三十七年以後、主として文部省の編纂した所謂國定教科書を使用させることになつて居る。

國定教科書は課程表に基いて作られて居るが、全國一様に定められてあるから、實際の指導に當つては、兒童心身の發達の程度、教材の難易及び單複等を斟酌し、尙土地の情況學校の特殊の事情を考へて、實際に適するやうに教材を選擇排列し、指導の進行を豫定しなければならぬ。この豫定案を授業細目といふ。

すべて知識を習得させるには、(一)簡單より複雜に、(二)具體より抽象に、(三)易より難に、(四)近きより遠きに及ぼす如き原則によるべきである。これは常に過去の經驗の基礎の上に新しい知識を授けるとき、それを正確に理解させ、確實に把握させることが出来るといふ心理上の原則である。かやうな原則によつて授業細目を作

指導案

製せねばならぬ。

尙、授業細目に於て定めた教材を各時間に配當し、指導の目的を決定し、順序方法を考案し記述したものと指導案又は教案といふ。

次に教科課程表に定められた授業時數により、各科目の指導の順序を一週の日時に配當した日課表(時間割)を作らなければならぬ。

日課表は科目の難易、一日中又は一週中に於ける心身精力の消長に關する知識等によつて決定せらるべきもので、指導の效果を擧げる上から見て大いに考慮を要する事柄である。

三 指導の過程 指導に於ては、先づ教材をその内容によつて、適宜に區分することが必要である。一定時間内に指導する爲に區分した一單位としての系統的知識を指導の單元と稱し、指導上一單元を取扱ふ順序方法を指導過程といふ。知識指導に當つては、(一)豫備(二)教授(三)整理(又は應用)の三段階が廣く行はれてゐる。

(一)豫備 指導の目的を指示し、或は新教材と關係のある過去の経験を思ひ浮ばしめ或は既習の材料を復習して、児童の心を新教材を受け入れるに都合よい状態におき、學習動機を喚起するのが目的である。

(二)教授 新教材について明確な知識を得しめることで、この段階に於ては、或は直觀せしめ、或は比較せしめ、或は説明し、或は問答を用ひて児童を活動せしめつゝ、一步一步節を追うて了解せしめなければならない。

(三)整理 教授して了得せしめた個々の材料に系統を立て、或は法則に歸納せしめ、更に新しい場合に應用せしめてこれを児童の生活全體に統合することによつて知行合一に至らしめる。

次に技能指導に於ては、普通豫備・教授・練習の三段階に分ける。知識指導では、理解して後實際生活に應用せしめるのが主であるから、總括が重きをなし、技能指導では筋肉運動の習慣を得しめる

指導の過程

日課表

指導の様式

のが主であるから、練習に重きを置くべきである。

四、指導の様式 指導に當つて教師の指導と児童の學習との間に存する活動形式を指導の様式又は教式といふ。教式には、教師の活動が主となる注入的教式と、児童の活動が主となる啓發的教式とがある。

注入式には示教式・示範式・講話式があり、啓發式には問答式と課題式とがある。

(一) **示教式** 實物・模型・繪畫・標本又は實驗に現はれる現象等を直觀させながら指導を進める方法である。謂ゆる「直觀より概念へ」の原則によるものである。

(二) **示範式** 直接に模範を示してこれに倣はせながら指導を進める方法である。讀方・話方・圖畫・書方・唱歌・體操・手工・裁縫・作法等の指導に専ら用ひられる。

(三) **講話式** 教師の口述による叙述又は説明が主となり、児童は

これを聽く位置に立つ指導の方式である。國史・修身・指導などによく用ひられる。

(四) **問答式** 発問式ともいひ、教師と児童との間に發問・應答を行ひ、それによつて智能を開発する指導の方式で、多くの教科に用ひられる。

(五) **課題式** これは問題を與へて児童自らにそれを解決させる指導の形式である。自學・自習及び復習などに用ひられる。實際の指導に於ては、以上の諸教式中の若干を併用するのを常とする。

尙最近には、児童の自發的活動を本とした討論法・構案法等も用ひられる。構案法とは、児童をして協同によつて目的を立てさせ、且計畫解決させることを中心とする方法である。

第三 訓練

一、訓練の目的

訓練は、児童の行爲を直接に指導し、これを遺徳

的ならしめることを以てその目的とする。

幼弱な児童の行動は衝動的で、未だ善惡の差別が明かでない。従つて父母の行ふ所を盲目的に模倣し、その善しと思ふ所は何等理由を考へることなく、衝動的に實行する傾向が著しい。學齢に達する頃から多少自覺的に長上の言動に従ふやうになり、十歳頃からは次第に自分の考へて獨立に行動することが多くなるが、未だ純然たる自律的行爲の域には達しない。故に學校に於ては児童の行爲を他律的から漸次自律的に導いて行かねばならぬ。

二、訓練の方法 學校に於ける訓練方法は、家庭教育に於て行はれてゐるものと大差はないが、たゞその方法が一層具案的である點に於て異なつて居る。

道德的知見を組織的に啓發するのは、學校に於ける國民科修身の任務である。國民科修身は、教育に關する勅語の旨趣に基いて國民道德の實踐を指導し、德性を涵養し、皇國の道義的使命を自覺させるのが目的である。その他、國民科、國史、地理、國語等の指導に於ても、正しい志操を養ふ機會が多いから、教育者はこれを利用することを怠つてはならぬ。

學校或は社會に於ける偶發的事項に基いて教訓を與へる訓話も亦有效な訓練法の一つである。全校児童に對して行ふ訓話を特に講堂訓話といふ。

祝日・大祭日・入學式・卒業式の儀式に於ける誨告は、忠君愛國の志氣を鼓舞し、奮發心を起させ、上に效果がある。殊に舉式に當つて、靜肅、秩序に注意して莊嚴の感を懷かせるやうにすれば、却つて誨告の效を大にし、感激を促す上に有效である。

以上は主として思想感情の教育であつて、訓練の方法としては寧ろ間接的であるが、これ等に對して児童の學校生活そのものを基礎とする一層直接的な實踐指導法がある。遊戯と作業とによる個人的並に社會的訓練はそれである。

一般に作業及び日常の勤務は、自己の責任を重んじ、これを遂行する努力心を養ひ、困苦に堪へ、勤勞を厭はない良習慣を養ふことが出来る。これは個人的訓練に屬する。然るに、遊戯學藝會・當番・協同作業・遠足その他の團體的行爲によつて秩序を守り、愛他・服從・協同・奉仕等の精神並に統御の手練を覚えさせる如きは社會的訓練に屬する。かかる指導を行ふに際しては、常に児童の個性に注意しその特質に應じて、臨機の方法を用ひなければならぬ。

第四 教育效果の調査と職業指導

一定の期間、具案的に教育したならば、何等かの成績が現はれる筈である。即ち、身體に關しては日常の觀察や身體検査の結果によつて發育強健の度の變化を、教科に關しては日常の觀察や成績物の考查によつて知識技能の發達の有様を、性行に關しては日常の觀察によつて道徳的知識の正しさ、情操の豊さ、意志の良さと強さ、習慣の良さ等の變化としてこれを認めることが出来る。かく

の如き心身に於ける變化は、これを時々精密に考查することによつて、一面には教師自身の教育法の適否を判斷し將來に對する計畫の參考資料とし、他面には児童及び家庭をして反省せしめ、且學校と家庭との連絡をとる上の材料とすることが出来る。

教育效果の調査の利益はこれに止まらない。児童が國民學校を卒業する時に、各児童について將來如何なる學校に進むべきかの進學指導、及び如何なる職業に從事すべきかの選職指導をすることは、教育者の當になすべき義務である。各教師がこの義務を完全に行ひ得るか否かは、實にその児童の一生の幸・不幸と、延いては社會全體の進歩の上に重大なる影響をもたらすものである。而して進學及び選職の指導をするには、第一には児童の心身に於ける特徵を出来るだけ精確に知ることを要する。そして、この要求は教育の效果を精密に測定することによつて得られる。

世に職業の種類は多い。そして如何なる職業を選ぶも、それは

教育效果の調査の必要性

個人的訓練
社會的訓練

職業的陶冶
輔導

各個人の自由である。けれども、人には能不能があり、又得意とする所を異にする。こゝに選職指導の必要がある。然るに、誰れども自己の能力については判断が極めて不正確であるから、教育者に於ては、その個人の適する範囲を示して、その中から各兒童の興味によつて選擇させるやうに仕向くなればならぬ。そのためには第二の要求として教育者は豫め一々の職業が如何なる性能を必要とするかについて明かな知識を有することが大切である。

世に職業指導といふのは右の進學及び選職指導の外に、在學中の職業的陶冶と、卒業後の輔導とを含ましめるのである。即ち在學中指導に於て種々の教材を職業的見地から指導して、職業に関する知見を廣めさせ、又訓練に於ては勤勞愛好、協同奉仕等の精神を體得させ、更に進んで、卒業者中、上級學校に進入したもの及び實業に從事して居るもの的情况を調査して、彼等がそれゝの方面に於て發達向上するやうに輔導することである。この輔導が十

分に行はれて初めて學校の任務は果されたといつてよい。

第四節 家庭と學校との連絡

家庭と學校との連絡の必要

兒童は嬰兒期と幼兒期とを通じて家庭で教育せられ兒童期に入つては國民學校で學校教育を受けるのであるが、入學後に於ても家庭から通學するのを本體とするから、時間の上では學校よりも家庭に居る間の方が長い。故に家庭教育の適否は、直ちに學校教育の效果に影響を及ぼすものであるから、家庭に於ては兒童の入學前と等しく、その教育に注意を拂ひ、學校と連絡を保つて互に相助けて行かなければならぬ。

故に學校は、或は通知簿により、或は兒童の家庭を訪問し、或は父兄懇話會を開いて、父兄との接觸を圖り、又父兄は時々學校を參觀して、兒童の學習情況を見、學校の教育方針を知り、つとめてその方針に従つて家庭教育を行ふやうにしなければならぬ。

連絡の方法

第四章 社會教育

圖書館・博物館・展覽會・ラジオ・映畫等による教育を社會教育といふのであるが、國民學校時代の兒童も上級になれば、此等の施設を利用するやうになる。圖書館や巡回文庫は兒童のよく利用するものであるから、適切な讀物を備へておく必要がある。

博物館や水族館などには理科的教材が多いのであるから、よくこれを利用させることが必要である。都會では公園の一部又はその他適切な場所に「教材園」といふやうなものを設けて、動植物の發育経過を觀察させることが極めて肝要である。

ラジオ・映畫なども教育的のものは之を利用してすべきである。これ等は家庭教育學校教育に缺くる所を補ふ效が多い。

體育の爲に設けられてゐる公園・運動場・水泳場・演武場等もなるべく利用させるがよい。

第五編 青年期の教育

第一章 青年の特質

凡そ十四歳から十九歳頃までを青年期と云ふ。身體の各部がよく發育し、筋骨は強壯となり、男女の性的特徵が著しくなり、全身の發達は略々完成する。青年期の終りに於ける平均身長は、男子は一六一釐で、女子は一五〇釐であり、平均體重は、男子は五三公斤で、女子は四九公斤である。

青年期の精神的特質は自我に眼覺め、着眼が外的から內的に轉回するにある。兒童期では無自覺的に外界に心を奪はれてみて、自己の內的世界及び文化價值の精神的 world 是考へてゐないのであるが、青年期になると內面的に考へるやうになる。しかしながら青年は知識が狭く經驗に淺いから、合理的にのみ考へて、傳統を輕

適職の選擇

視し、事件の眞相を適切に擗むことが出來ない。

自我に眼覺め、內的に考へてみることが出來るので、青年は自己の缺點をも或る程度理解することが出来る。そのために自己の適職を選択し得るやうになる。けれどもなほ一般に名譽心が強くて、往々にして實力以上の職業を希望するものであるから適切な指導をしなければならぬ。

第二章 家庭教育

兒童期から青年期にうつる時代に、兒童はその身體が著しく發育し、力量も著しく強くなる爲に、從來の服従的態度から反抗的態度にかはることがある。「身體も大きくなつたのだから、今迄のやうに成人に服従しなくてもよい」といふやうな氣持になるのである。かかる態度に對して親は神經過敏に氣にかけて、訓誡するのによいことはない。

青年の方でも内心は、希望が動搖したために感情も或は愉快であり、或は心配であつて動搖してゐるのである。このやうな青年に對しは厳格に失するよりも、母の愛を以て接することが望ましい。始めの程は友達と群團を作り、その中に統率兒童も居るのであるが間もなく獨立的精神が強くなつて、友達を統率者と仰がなくなる。指導的人物としては、古來の偉人傑士に私淑するのであ

る。それ故に此時代の讀物として忠良賢哲の士の傳記などが適切である。

德育としては、理窟を教へるよりは、親の示範を最も重んじなければならぬ。親の示範によつて青年は自ら感化される。特に國家的行事には常に關心をもたせ、祝日には拜賀式に參列させ、靖國神社又は各地方の招魂祭などには參拜させるやうなことを怠つてはならぬ。

自學自習のために適切な書物を購入し、また辭書や参考書等も備へてやりたい。しかし青年はとかく熱中しすぎて、身體の健康を無視し休養を怠りやすいから此等の方面には特に注意しなければならぬ。

第三章 學校教育

青年期に屬する學校は、青年學校・中學校・高等女學校・實業學校を始め、師範學校・高等學校・專門學校等實にその種類が多い。青年の身體狀態、智能、希望により、又家庭の狀況と社會の要求とを考へて進學せしめなければならぬ。

上級の學校へ進んで學ぶものは、自己の立身出世のためと考へてはならぬ。家庭のため、郷黨のため、國家のために學ぶのである。一層よく孝行をし、一層よく忠義を盡す爲である。傳統的文化財を深く究めて、その中に宿つてゐて、而もこの文化財を創造する根源となつてゐる根本精神を洞察しなければならぬ。それが日本精神である。まことの心である。この精神を體得して、これを各自の職業を通して、特色ある實現を致さねばならぬ。これがまことの心の實現であり、日本精神の實踐である。この實踐によつて

家庭は榮え、郷黨は生活が豊かとなり、國運は隆盛に赴き、以て萬世
一系の皇運を扶翼し奉ることが出来るのである。かういふ覺悟
を以て、學校教育は行はるべきものであり、また修學すべきである。

第四章 社會教育

善き人良き國民を作るには、先づ良き社會がなければならぬ。
何となれば、兒童青年が一度學校を卒へると、家庭及び近隣社會に
於て常に影響をうけつゝあるからである。かかる理由により、社會
一般の改善のため、學校以外の施設によつて一般民衆の教養を
高めることを目的とするものが、即ち社會教育である。

社會教育の機關は種々あるが、大凡次の三種に分類することが
出来る。

一、體育に關するもの 公設運動場・公園その他に適宜な體育上
の施設をなし、或は學校の運動場を一般民衆に開放し、或は運動會・
競技會を催し、登山會・旅行團の組織等が行はれるのは皆一般民衆
の體育を進める企である。

二、知育に關するもの 私設機關に屬するものに、新聞・雜誌・講義

錄その他の刊行物があり、公設機關としては巡回文庫・圖書館・通信教授博物館・動物園・植物園・その他の觀覽施設・各種の講演會・講習會・成人講座・ラジオ等がある。近時、ラヂオの發達によつて、居ながらに各種の講演・講義を聞くことが出来るやうになつたのは、社會の知育方面に一大進歩を來したといふべきである。

三、德育に關するもの 演劇・映畫・美術展覽會・音樂會の開設普及、及び神社・寺院・教會に於ける參拜・禮拜、偉人の記念碑の建立等によつて、趣味を高め、感情を指導し、道徳的の修養をなさしめる。ラジオに於ける音樂放送の種類、曲目の選擇はこの點から見て極めて大切である。青年學校・青年團・女子青年團・隣保館等は道徳的修養を主とする公設機關で、知育・體育・德育上の修養をもなさしめる爲に重要なものである。國民は、これ等の諸機關を有效地に利用して、志の向上を圖らなければならぬ。

錄附 國民學校教育關係法規抄

一 國民學校令(摘要)

第一章 目 的

第一條 國民學校ハ皇國ノ道ニ則リテ初等普通教育ヲ施シ國民ノ基礎的鍊成ヲ爲スヲ以テ目的トス

第二章 課程及編制

第二條 國民學校ニ初等科及高等科ヲ置ク但シ土地ノ情況ニ依リ初等科又ハ高等科ノミヲ置クコトヲ得
第三條 初等科ノ修業年限ハ六年トシ高等科ノ修業年限ハ二年トス
第四條 國民學校ノ教科ハ初等科及高等科ヲ通ジ國民科、理數科、體鍊科及藝能科トシ
高等科ニ在リテハ實業科ヲ加フ
國民科ハ之ヲ分ナテ修身、國語、國史及地理ノ科目トス

理數科ハ之ヲ分チテ算數及理科ノ科目トス

體鍊科ハ之ヲ分チテ體操及武道ノ科目トス但シ女兒ニ付テハ武道ヲ缺クコトヲ得藝能科ハ之ヲ分チテ音樂、習字、圖畫及工作ノ科目トシ初等科ノ女兒ニ付テハ裁縫ノ科目ヲ、高等科ノ女兒ニ付テハ家事及裁縫ノ科目ヲ加フ

實業科ハ之ヲ分チテ農業、工業商業又ハ水產ノ科目トス

前五項ニ掲タル科目ノ外高等科ニ於テハ外國語其ノ他必要ナル科目ヲ設クルコトヲ得

第五條 國民學校ニハ高等科ヲ修了シタル者ノ爲ニ特修科ヲ置クコトヲ得其ノ修業年限ハ一年トス(下略)

第六條 國民學校ノ教科用圖書ハ文部省ニ於テ著作權ヲ有スルモノタルベシ但シ鄉土ニ關スル圖書、歌詞、樂譜等ニ關シ文部大臣ニ於テ別段ノ規定ヲ設ケタル場合ハ此ノ限ニ在ラズ

第三章 就 學

第八條 保護者(兒童ニ對シ親權ヲ行フ者、親權ヲ行フ者ナキトキハ後見人又ハ後見人ノ職務ヲ行フ者ヲ謂フ以下同ジ)ハ兒童ノ滿六歲ニ達シタル日ノ翌日以後ニ於ケル最初ノ學年ノ始ヨリ滿十四歲ニ達シタル日ノ屬スル學年ノ終迄之ヲ國民學校ニ就學セシムルノ義務ヲ負フ

第九條 前條ノ規定ニ依リ就學セシメラルベキ兒童(學齡兒童ト稱ス以下同ジ)ノ瘋癲白痴又ハ不具廢疾ノ爲之ヲ就學セシムルコト能ハズト認ムルトキハ市町村長ハ地方長官ノ認可ヲ受ケ前條ニ規定スル保護者ノ義務ヲ免除スルコトヲ得
學齡兒童ノ病弱又ハ發育不完全其ノ他已ムヲ得ザル事由ニ因リ就學時期ニ於ニ之ヲ就學セシムルコト能ハズト認ムルトキハ市町村長ハ其ノ就學ヲ猶豫スルコトヲ得此ノ場合ニ於テハ直ニ其ノ旨地方長官ニ報告スベシ

第十條 學齡兒童國民學校以外ノ學校ニ於テ國民學校ノ課程ト同等以上ト認ムル課程ヲ修ムルトキハ第八條ニ規定スル保護者ノ義務ノ履行ニ關シテハ其ノ期間國民學校ニ就學スルモノト看做ス

前項ノ課程ノ認定ニ關スル規程ハ文部大臣之ヲ定ム

第十二條 學齡兒童ヲ使用スル者ハ其ノ使用ニ依リテ兒童ノ就學ヲ妨グルコトヲ得

ズ

第十三條 國民學校長ハ傳染病ニ罹リ若ハ其ノ虞アル兒童又ハ性行不良ニシテ他ノ兒童ノ教育ニ妨アリト認ムル兒童ノ國民學校ニ出席スルヲ停止スルコトヲ得
第十四條 兒童ニシテ其ノ年齢就學ノ始期ニ達セザルモノハ之ヲ國民學校ニ入學セシムルコトヲ得ズ

第四章 職員

第十五條 國民學校ニハ學校長及訓導ヲ置クベシ
國民學校ニハ教頭、養護訓導及准訓導ヲ置クコトヲ得

第十六條 學校長及教頭ハ其ノ學校ノ訓導ノ中ヨリ之ヲ補ス
學校長ハ地方長官ノ命ヲ承ケ校務ヲ掌理シ所屬職員ヲ監督ス
教頭ハ學校長ヲ輔佐シ校務ヲ掌ル

第十七條 訓導及養護訓導ハ判任官ノ待遇トス但シ學校長又ハ教頭タル訓導ハ奏任官ノ待遇ト爲スコトヲ得

訓導ハ學校長ノ命ヲ承ケ兒童ノ教育ヲ掌ル
養護訓導ハ學校長ノ命ヲ承ケ兒童ノ養護ヲ掌ル

准訓導ハ學校長ノ命ヲ承ケ訓導ノ職務ヲ助ク

第十八條 訓導及准訓導ハ國民學校教員免許狀ヲ有スル者タルベシ
養護訓導ハ女子ニシテ國民學校養護訓導免許狀ヲ有スルモノタルベシ

教員免許狀ハ師範學校ヲ卒業シ又ハ訓導若ハ准訓導ノ検定ニ合格シタル者ニ地方長官之ヲ授與ス

養護訓導免許狀ハ養護訓導ノ検定ニ合格シタル者ニ地方長官之ヲ授與(下略)

第十九條 特別ノ事情アルトキハ地方長官ハ國民學校教員免許狀ヲ有セザル者ヲシテ准訓導ノ職務ヲ行ハシムルコトヲ得

第二十條 國民學校職員ハ教育上必要アリト認ムルトキハ兒童ニ懲戒ヲ加フルコトヲ得但シ體罰ヲ加フルコトヲ得ズ

第二十一條 國民學校教員免許狀ヲ有スル者左ノ各號ノ一一該當スルトキハ教員免許狀ハ其ノ效力ヲ失フ

一 禁錮以上ノ刑ニ處セラレタルトキ

二 破産ノ宣告ヲ受ケタルトキ

教員免許狀ヲ有スル者不正ノ行爲其ノ他教員タルベキ體面ヲ汚辱スルノ行爲アリ

テ其ノ情狀重シト認ムルトキハ文部大臣又ハ地方長官ニ於テ其ノ教員免許狀ヲ褫奪ス

前二項ノ規定ハ國民學校養護訓導免許狀ヲ有スル者ニ之ヲ準用ス

二 國民學校令施行規則(摘要)

第一章 教則及編制

第一節 總則

第一條 國民學校ニ於テハ國民學校令第一條ノ旨趣ニ基キ左記事項ニ留意シテ兒童ヲ教育スマシ

一 教育ニ關スル勅語ノ旨趣ヲ奉體シテ教育ノ全般ニ瓦リ皇國ノ道ヲ修練セシメ特ニ國體ニ對スル信念ヲ深カラシムベシ

二 國民生活ニ必須ナル普通ノ知識技能ヲ體得セシメ情操ヲ醇化シ健全ナル心身ノ育成ニ力ムベシ

三 我ガ國文化ノ特質ヲ明ナラシムルト共ニ東亞及世界ノ大勢ニ付テ知ラシメ皇國ノ地位ト使命トノ自覺ニ導キ大國民タルノ資質ヲ啓培スルニ力ムベシ

四 心身ヲ一體トシテ教育シ教授、訓練、養護ノ分離ヲ避クベシ

五 各教科竝ニ科目ハ其ノ特色ヲ發揮セシムルト共ニ相互ノ關聯ヲ緊密ナラシメ之ヲ國民鍊成ノ一途ニ歸セシムベシ

六 儀式、學校行事等ヲ重ンジ之ヲ教科ト併セ一體トシニ教育ノ實ヲ擧グルニ力ムベシ

七 家庭及社會トノ聯絡ヲ緊密ニシ兒童ノ教育ヲ全カラシムルニ力ムベシ

八 教育ヲ國民ノ生活ニ即シテ具體的實際的ナラシムベシ

九 兒童心身ノ發達ニ留意シ男女ノ特性、個性、環境等ヲ顧慮シテ適切ナル教育コ施スベシ

十 兒童ノ興味ヲ喚起シ自修ノ習慣ヲ養フニ力ムベシ

第二節 教科及科目

第二條 國民科ハ我ガ國ノ道德、言語、歴史、國土國勢等ニ付テ習得セシメ特ニ國體ノ精

華ヲ明ニシテ國民精神ヲ涵養シ皇國ノ使命ヲ自覺セシムルヲ以テ要旨トス(下略)

第三條 國民科修身ハ教育ニ關スル勅語ノ旨趣ニ基キテ國民道德ノ實踐ヲ指導シ兒童ノ德性ヲ養ヒ皇國ノ道義的使命ヲ自覺セシムルモノトス(下略)

第四條 國民科國語ハ日常ノ國語ヲ習得セシメ其ノ理會力ト發表力トヲ養ヒ國民的思考感動ヲ通ジテ國民精神ヲ涵養スルモノトス(下略)

第五條 國民科國史ハ我ガ國ノ歴史ニ付テ其ノ大要ヲ會得セシメ皇國ノ歴史的使命ヲ自覺セシムルモノトス

初等科ニ於テハ肇國ノ宏遠、皇統ノ無窮、歷代天皇ノ鴻業、忠良賢哲ノ事蹟、舉國奉公ノ史實等ニ即シテ皇國發展ノ跡ヲ知ラシムベシ(下略)

第六條 國民科地理ハ我ガ國土國勢及諸外國ノ情勢ニ付テ其ノ大要ヲ會得セシメ國土愛護ノ精神ヲ養ヒ東亞及世界ニ於ケル皇國ノ使命ヲ自覺セシムルモノトス(下略)

第七條 理數科ハ通常ノ事物現象ヲ正確ニ考察シ處理スルノ能ヲ得シメ之ヲ生活上ノ實踐ニ導キ合理創造ノ精神ヲ涵養シ國運ノ發展ニ貢獻スルノ素地ニ培フヲ以テ要旨トス(下略)

第八條 理數科算數ハ數量、形ニ關シ國民生活ニ須要ナル普通ノ知識技能ヲ得シメ數

理的處理ニ習熟セシメ數理思想ヲ涵養スルモノトス(下略)

第九條 理數科理科ハ自然界ノ事物現象及自然ノ理法ト其ノ應用ニ關シ國民生活ニ須要ナル普通ノ知識技能ヲ得シメ科學的處理ノ方法ヲ會得セシメ科學的精神ヲ涵養スルモノトス(下略)

第十條 體鍊科ハ身體ヲ鍛鍊シ精神ヲ鍊磨シテ潤達剛健ナル心身ヲ育成シ獻身奉公ノ實踐力ニ培フヲ以テ要旨トス

美姿勢其ノ他訓練ノ效果ヲ日常生活ニ具現セシムルニ力ムベシ(下略)

第十一條 體鍊科體操ハ體操、教練、遊戲競技及衛生ヲ課シ心身ノ健全ナル發達ヲ圖ルト共ニ團體訓練ヲ行ヒ規律ヲ守リ協同ヲ尙ブノ習慣ヲ養フモノトス(下略)

第十二條 體鍊科武道ハ武道ノ簡易ナル基礎動作ヲ習得セシメ心身ヲ鍊磨シテ武道ノ精神ヲ涵養スルニ資セシムルモノトス(下略)

第十三條 藝能科ハ國民ニ須要ナル藝術技能ヲ修練セシメ情操ヲ醇化シ國民生活ノ充實ニ資セシムルヲ以テ要旨トス(下略)

第十四條 藝能科音樂ハ歌曲ヲ正シク歌唱シ音樂ヲ鑑賞スルノ能力ヲ養ヒ國民的情操ヲ醇化スルモノトス(下略)

第十五條 藝能科習字ハ文字書寫ノ技能ヲ修練セシメ鑑賞スルノ能力ヲ養ヒ國民的情操ヲ醇化スルモノトス(下略)

第十六條 藝能科圖畫ハ形象ヲ看取シ表現シ且作品ヲ鑑賞スルノ能力ヲ養ヒ國民的情操ヲ醇化シ創造力ヲ涵養スルモノトス(下略)

第十七條 藝能科工作ハ物品ノ製作ニ關スル普通ノ知識技能ヲ得シメ機械ノ取扱ニ關スル常識ヲ養ヒ工夫考案ノ力ニ培フモノトス(下略)

第十八條 藝能科裁縫ハ普通ノ衣類ノ裁縫ニ習熟セシメ衣類ニ關スル常識ヲ養ヒ婦德ノ涵養ニ資スルモノトス(下略)

第十九條 藝能科家事ハ我が國家庭生活ニ於ケル女子ノ任務ヲ知ラシメ實務ヲ習得セシメ婦德ノ涵養ニ資スルモノトス(下略)

第二十條 實業科ハ產業ノ一般ヲ理會セシメ農業、工業、商業又ハ水產ニ關スル普通ノ知識技能ヲ得シムルト共ニ勤勞ノ習慣ヲ養ヒ產業ノ國家的使命ヲ自覺セシメ國運ノ發展ニ貢獻スルノ素地ニ培フヲ以テ要旨トス(下略)

第二十一條 實業科農業ハ農業ニ關スル普通ノ知識技能ヲ得シメ其ノ實踐ヲ指導シ我ガ國農業ノ歴史的意義ヲ明ニシ農ヲ尙ブノ精神ヲ養フモノトス(下略)

第二十二條 實業科工業ハ工業ノ大要ヲ理會セシメ其ノ一部ニ關スル普通ノ知識技能ヲ得シメ其ノ實踐ヲ指導シ工夫考案ノ力ヲ養フモノトス(下略)

第二十三條 實業科商業ハ商業ニ關スル普通ノ知識技能ヲ得シメ配給ノ意義ヲ明ニシ信義ヲ重ンズルノ精神ヲ養フモノトス(下略)

第二十四條 實業科水產ハ水產ニ關スル普通ノ知識技能ヲ得シメ敢爲進取ノ氣象ヲ養ヒ海事思想ノ涵養ニ力ムルモノトス(下略)

第二十五條 國民學校令第四條第七項ノ規定ニ依リ科目ヲ設ケントスルトキハ管理著ニ於テ地方長官ノ認可ヲ受クベシ之ヲ止メントスルトキ亦同ジ

第二十六條 兒童身體ノ情況ニ依リ履修スルコト能ハザル教材ハ之ヲ其ノ兒童ニ課セザルコトヲ得

第二十七條 初等科ノ課程ハ第一號表ニ依ル(下略)

第二十八條 高等科ノ課程ハ第二號表ニ依ル(下略)

第三節 教科用圖書、映畫及放送

第三十五條 兒童ニ使用セシムベキ鄉土ニ關スル圖書ハ道府縣ニ於テ編纂シタルモノ

ノニシテ文部大臣ノ認可ヲ受ケタルモノタルベシ

第三十六條 歌詞樂譜ハ教科用圖書中ニ掲タルモノノ外ハ文部大臣ノ撰定シタルモノ若ハ其ノ圖書ニ付検定シタルモノ又ハ當該學校ニ特ニ關係アルモノニシテ地方長官ニ於テ文部大臣ノ認可ヲ受ケタルモノタルベシ

第三十七條 前二條ニ規定スルモノヲ除キ文部省ニ於テ著作権ヲ有スル教科用圖書ナキトキハ文部大臣ノ檢定シタル圖書ヲ使用セシムルコトヲ得

第三十八條 教科用圖書同一ノ科目ニ關シ數種アルトキハ其ノ中ニ就キ地方長官之ヲ採定ス

前項ノ規定ニ依リ文部省ニ於テ著作権ヲ有スル教科用圖書以外ノモノノ中ニ就キ採定セントスル場合ハ文部大臣ノ認可ヲ受クベシ

第三十九條 教科用圖書ヲ解釋シタル圖書若ハ之ニ類似シタル圖書ハ之ヲ兒童ニ使用セシムルコトヲ得ズ

第四十條 國民學校ニ於テ使用スル映畫ハ文部大臣ノ檢定シタルモノタルベシ

第四十一條 文部大臣ノ指定スル種目ノ放送ハ之ヲ授業ノ上ニ使用スルコトヲ得

第五節 編 制

第四十八條 國民學校ノ學級數ハ二十四學級以下トス

特別ノ事情アルトキハ市町村、市町村學校組合又ハ町村學校組合ニ於テ地方長官ノ認可ヲ受ケ前項ノ制限ニ依ラザルコトヲ得

第四十九條 特別ノ事情ニ依リ國民學校ニ分教場ヲ設ケントスルトキハ市町村、市町村學校組合又ハ町村學校組合ニ於テ地方長官ノ認可ヲ受クベシ之ヲ止メントスルトキ亦同ジ

分教場ノ學級數ハ六學級以下トシ前條第一項ノ學級數ニ算入セズ

第五十條 一學級ノ兒童數ハ初等科ニ在リテハ六十人以下、高等科ニ在リテハ五十人以下トス

特別ノ事情アルトキハ市町村、市町村學校組合又ハ町村學校組合ニ於テ地方長官ノ認可ヲ受ケ前項ノ制限ニ依ラザルコトヲ得

第五十一條 同一學年ノ女兒ノ數一學級ヲ編制スルニ足ルトキハ男女ニ依リ該學年ノ學級ヲ別ツベシ

高等科ニ於テ各學年ヲ通ジ女兒ノ數一學級ヲ編制スルニ足ルトキ亦同シ

前項ノ規定ハ初等科第一學年及同第二學年ノ兒童ノ學級編制ニ付テハ之ヲ適用セ

第五十二條 國民學校ノ學級ヲ編制ハ管理者ニ於テ地方長官ノ認可ヲ受クベシ之ヲ
變更セントスルトキ亦同ジ

第五十三條 國民學校ニ於テハ身體虛弱、精神薄弱其ノ他心身ニ異常アル兒童ニシテ
特別養護ノ必要アリト認ムルモノノ爲ニ特ニ學級又ハ學校ヲ編制スルコトヲ得
前項ノ學級又ハ學校ノ編制ニ關スル規程ハ別ニ之ヲ定ム

第五十四條 土地ノ情況ニ依リ初等科ニ於テハ全部若ハ一部ノ兒童ヲ前後二部ニ分
チテ授業ヲ行フコトヲ得

前項ノ場合ニ於テハ市町村、市町村學校組合又ハ町村學校組合ニ於テ其ノ期間ヲ定
メテ地方長官ノ認可ヲ受クベシ

第一號表 (國民學校初等科課程表)

體 鍊 科	理 數 科		國 民 科				教 科	
	理 科	算 數	地 理	國 史	國 語	修 身	科 目	數 時 內 容
					一〇	國 民 道 德		
武 道	理 科	算 數	地 理	國 史	國 語	修 身	話 方 綴 方	數 時 內 容
	五 觀 察 自 然 ノ 一 般	算 數 一 般			二	同	話 方 綴 方	數 時 內 容
	同	同			同	同	話 方 綴 方	數 時 內 容
	一 同	五 同			八	同	話 方 綴 方	數 時 內 容
	二 理 科 一 般	五 同	一 觀 察 鄉 土 ノ		八	同	話 方 綴 方	數 時 內 容
作 業 基 礎 動 作	六 武 道 ノ 簡 易 基 礎 動 作	二 同	五 同	二 大 要 理	二 國 大 要 史	七 同	二 同	數 時 內 容
	六 同	二 同	五 同	二 同	二 同	七 同	二 同	數 時 內 容

總 每 週 時 授 數 授 業	藝能科					體 鍊 科
	裁 <small>女縫</small>	工 作	圖 畫	習 字	音 樂	
三						五
		工 作	賞 取 形 象 表 現 鑑 看 書 ナ	楷 力	基 礎 練 習	歌 舞 體 操 遊 戲
五						六
		同	同	同	同	同
七						六
		同	同	同	同	衛 體 操 教 練
三	二 裁縫初步					六
	(女三 男五)					同
三	二 同	同	同	同	行 書 カ ナ 楷 書	六
	(女三 男五)					同
三	二 同	同	同	同	同	六
	(女三 男五)					同

第二號表

(國民學校高等科課程表)

一時ノ授業時間ハ之ヲ四十分トス

理 數 科		實 業 科		國 民 科			教 科		
理 科	算 數	水 產	商 業	工 業	農 業	國 史	國 語	修 身	科 目
二	三	二 (女)	五 (男)	二	二	二	四	二	時 數
理科一般	算數一般	實習	水產ノ大要	農業工業	商業又八	地理ノ大要	國史ノ大要	讀方綴方話方	第一學年容
									第二學年容
二	三	二 (女)	五 (男)	二	二	二	四	二	時 數
同	同	同	同	同	同	同	同	同	內

計	藝能科					體鍊科	
	裁縫(女)	家事(女)	工作	圖畫	習字	音樂	武道
三〇	五	三	一	一	一	一	六(男)
三〇	裁縫一般	家事一般	木工 手藝(女)	金工 セメント	草書 鑑賞	歌唱 鑑賞	武道ノ基礎動作
三〇	五	同	同	同	同	同	六(男)
							同

每週授業總時數	增課
三三—三五	三—五
三三—三五	三—五

増課ノ時數ハ土地ノ情況ニ依リ必要ト認ムル科目又ハ加設科目ニ配當スベシ但シ實業科及藝能科家事、裁縫以外ノ科目ニ付テハ一科目ニ付二時ヲ超ユルコトヲ得ズ實習ハ本表每週授業總時數外ニ瓦リテ之ヲ課スルコトヲ得
男兒ニ在リテハ體鍊科ニ於テ毎週凡ソ二時ヲ教練ニ充ツベシ
一時ノ授業時間ハ之ヲ四十分トス

三 幼稚園令(摘要)

第一條 幼稚園ハ幼兒ヲ保育シテ其ノ心身ヲ健全ニ發達セシメ善良ナル性情ヲ涵養シ家庭教育ヲ補フヲ以テ目的トス
第六條 幼稚園ニ入園スルコトヲ得ル者ハ三歳ヨリ國民學校就學ノ始期ニ達スル迄ノ幼兒トス但シ特別ノ事情アル場合ニ於テハ文部大臣ノ定ムル所ニ依リ三歳未満

ノ幼兒ヲ入園セシムルコトヲ得

第七條 幼稚園ニハ園長及相當員數ノ保母ヲ置クヘシ

第八條 園長ハ園務ヲ掌理シ所屬職員ヲ監督ス

園長ノ資格ニ關スル規程ハ文部大臣之ヲ定ム

第九條 保母ハ幼兒ノ保育ヲ掌ル

保母ハ女子ニシテ保母免許狀ヲ有スル者タルヘシ

第十條 特別ノ事情アルトキハ文部大臣ノ定ムル所ニ依リ保母免許狀ヲ有セサル女子ヲ以テ保母ニ代用スルコトヲ得

第十一條 保母免許狀ハ地方長官ニ於テ保母検定ニ合格シタル者ニ之ヲ授與シ全國ニ通シテ有效トス(下略)

四 幼稚園令施行規則(摘要)

第一條 幼稚園ニ於テハ幼稚園令第一條ノ旨趣ヲ遵守シテ幼兒ヲ保育スヘシ

幼兒ノ保育ハ其ノ心身發達ノ程度ニ副ハシムヘク其ノ會得シ難キ事項ヲ授ケ又ハ過度ノ業ヲ爲ナシムルコトヲ得ス

常ニ幼兒ノ心情及行儀ニ注意シテ之ヲ正シクセシメ又常ニ善良ナル事例ヲ示シテ之ニ倣ハシメムコトヲ務ムヘシ

第二條 幼稚園ノ保育項目ハ遊戯、唱歌、觀察、談話、手技等トス

第三條 幼稚園ノ幼兒數ハ百二十人以下トス但シ特別ノ事情アルトキハ約二百人マテニ増スコトヲ得

第四條 保母一人ノ保育スル幼兒數ハ約四十人以下トス

第十八條 幼稚園令第六條但書ノ規定ニ依リ三歳未満ノ幼兒ヲ入園セシメムトスルトキハ之ニ要スル施設ノ概要ヲ具シ地方長官ノ認可ヲ受クヘシ

第十九條 幼稚園ノ設備ハ左ノ各號ノ規定ニ依ルヘシ

一 敷地ハ道德上及衛生上害ナキ所タルコト

二 建物ハナルヘク平家造トシ組數ニ應スル保育室、遊戯室其ノ他必要ナル諸室ヲ備フルコト

三 保育室ノ大サハ幼兒五人ニ付一坪ヨリ小ナラサルコト

四 遊園ハ幼兒一人ニ付ナルヘク一坪以上ノ割合ヲ以テ設クルコト

五 保育用具、玩具、繪畫、樂器、黑板、机、腰掛、砂場等ヲ備ヘ其ノ他衛生上ノ設備ヲ爲スコ

三歳未満ノ幼兒ヲ入園セシムルモノニ在リテハ前項ノ外之ニ要スル相當ノ設備ヲ爲スヘシ

五 師範學校規定(摘要)

第一章 生徒教養ノ要旨

第一條 師範學校ニ於テハ師範教育令ノ旨趣ニ基キ特ニ左ノ事項ニ注意シテ其ノ生徒ヲ教養スヘシ

- 一 忠君愛國ノ志氣ニ富ムハ教員タル者ニ在リテハ殊ニ重要トス故ニ生徒ヲシテ平素忠孝ノ大義ヲ明ニシ國民タルノ志操ヲ振起セシメンコトヲ要ス
- 二 精神ヲ鍛錬シ德操ヲ磨勵スルハ教員タル者ニ在リテハ殊ニ重要トス故ニ生徒ヲシテ平素意ヲ此ニ用ヒシメンコトヲ要ス
- 三 規律ヲ守リ秩序ヲ保チ師表タルヘキ威儀ヲ具フルハ教員タル者ニ在リテハ殊ニ重要トス故ニ生徒ヲシテ平素長上ノ命令訓誨ニ服從シ起居言動ヲ正シクセ

シメンコトヲ要ス

- 四 身體ノ強健ヲ圖ルハ教員タル者ニ在リテハ殊ニ重要トス故ニ生徒ヲシテ平素體育及衛生ニ留意シ以テ健康ヲ増進セシメンコトヲ要ス
- 五 教授ハ教員タルヘキ者ニ適切ニシテ國民學校令及國民學校令施行規則ノ旨趣ニ副ハシコトヲ旨トスヘシ
- 六 教授ハ常ニ其ノ方法ニ注意シ生徒ヲシテ業ヲ受ク際教授ノ方法ヲ會得セシメンコトヲ務ムヘシ
- 七 學習ノ方法ハ偏ニ教授ノミニ憑ラシムヘキモノニアラス故ニ生徒ヲシテ常ニ自ラ學識ヲ進メ技藝ヲ研クノ習慣ヲ養ハシメンコトヲ務ムヘシ

發行所



昭昭昭昭昭昭
和和和和和和
十十十十十十
六六三三三三
年年年年年年
十十六六六
二二二二
月月月月月月
三三三三
十七十七十七
五五二二二二
日日日日日日

卷之三

帝國田中女教育

著
作
者
）
田
中
寬

印發
訂正再版印
行刷
修正三版印
行刷
和昭
女子新教育學
定價金六拾
錢

東京市麹町區飯田町二丁目二十番地
中等學校教科書株式會社

東京市京橋區銀座西二丁目三番地
三協印刷株式會社
代表者 高橋郁

東京市麹町區飯田町二丁目二十番地
中等學校教科書株式會社

次
田
操

広島大学図書

2000053589

